
平成23年 第7回(定例)南 部 町 議 会 会 議 録(第3日)

平成23年9月13日(火曜日)

議事日程(第3号)

平成23年9月13日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議事日程の宣告
日程第3 町政に対する一般質問
日程第4 請願、陳情委員会付託
日程第5 議案に対する質疑
日程第6 上程議案委員会付託
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議事日程の宣告
日程第3 町政に対する一般質問
日程第4 請願、陳情委員会付託
日程第5 議案に対する質疑
日程第6 上程議案委員会付託
-

出席議員(14名)

1番 板 井 隆君	2番 仲 田 司 朗君
3番 雑 賀 敏 之君	4番 植 田 均君
5番 景 山 浩君	6番 杉 谷 早 苗君
7番 赤 井 廣 昇君	8番 青 砥 日出夫君
9番 細 田 元 教君	10番 石 上 良 夫君
11番 井 田 章 雄君	12番 秦 伊知郎君
13番 亀 尾 共 三君	14番 足 立 喜 義君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	唯	清 視君	書記	芝 田 卓 巳君
			書記	岡 田 光 政君
			書記	前 田 憲 昭君

説明のため出席した者の職氏名

町長	坂 本 昭 文君	副町長	藤 友 裕 美君
教育長	永 江 多輝夫君	病院事業管理者	田 中 耕 司君
総務課長	森 岡 重 信君	財政専門員	板 持 照 明君
企画政策課長	谷 口 秀 人君	地域振興専門員	長 尾 健 治君
税務課長	分 倉 善 文君	町民生活課長	加 藤 晃 君
教育次長	中 前 三紀夫君	総務・学校教育課長	野 口 高 幸君
病院事務部長	陶 山 清 孝君	健康福祉課長	伊 藤 真 君
福祉事務所長	頼 田 光 正君	建設課長	頼 田 泰 史君
上下水道課長	真 壁 紹 範君	産業課長	景 山 毅 君
監査委員	須 山 啓 己君		

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（足立 喜義君） ただいまの出席議員数は 14 人です。地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（足立 喜義君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、次の 2 人を指名いたします。

4 番、植田均君、5 番、景山浩君。

日程第2 議事日程の宣告

○議長（足立 喜義君） 日程第2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第3 町政に対する一般質問

○議長（足立 喜義君） 日程第3、前日に引き続き町政に対する一般質問を行います。

順序は通告の順とし、順次質問を許します。

7番、赤井廣昇君の質問を許します。

7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） おはようございます。7番の赤井廣昇でございます。議長にお許しをいただきましたので、通告によりまして水道料金の改定について質問させていただきます。

まず、先般、台風12号によりまして南部町民の中には、皆さんの中には罹災された方が若干数ございますが、その皆さんに心からお見舞い申し上げたいと思います。

早速、質問に入らせていただきます。質問を読み上げます前に皆さんにお断りしておきますのは、私の質問通告書の中にパソコンの字の変換を間違えております。これは、2ページ目の中間どころでございますが、「日常業務にあっては精神誠意誠実に業務に取り組む住民が頑張りを認めるぐらいの日ごろの姿がなくてはならない」というように書いておりますけど、その中に誠心誠意という言葉が漢字を間違えておりまして、誠の心の誠心誠意が正当なわけでございますので、恐縮でございますけど、訂正の方、よろしく願いいたします。

水道料金の改定について。公共料金審議会の答申により、改定水道料金を今議会、上程されましたが、逼迫する町財政事情もあり、ある程度の値上げは仕方ないと理解するし、やぶさかではございません。しかし、申し上げるまでもなく、水は町民の生命と日々の生活に不可欠で、絶対的なものでございます。多くの町民は長引くデフレと不況等により、呻吟されている厳しい状況にある町民の実態を見れば、私は従来のように一般会計の繰り入れでカバーし、水道会計を維持していくことがベターと思います。リスクで破綻につながりかねない厳しい実態を見れば、町長が将来を危惧し、審議会の答申を尊重し、受けとめられる気持ちはそんなくでき、十分了察できます。しかし、値上げ提案する以上、利用料金改定案に町民の多くがやむを得ないなと納得できる行財政改革など、行政みずからが財源捻出に尽瘁する姿と、日常の職務遂行に職員一人一人が誠実に取り組み、住民がその頑張りを認めるぐらい日ごろの姿がなくてはならないと思います。残念ながら、そうした評価を賜れない、断続的に不祥事の問題が発生する現状にあるように思い

ます。恐縮ではございますが、料金の値上げについて、そうした町民が納得できる十分な行財政努力がされたのか、甚だ疑問に思います。そこで、5点質問をいたします。

①番目、行政は積極的な行財政改革等、努力により財源を捻出し、値上げを縮小し、町民の負担軽減を考えることは至極当然でございます。学校や役場庁舎等、公的施設の照明を省電力の発光ダイオードに変換、また、町長も町長公用車を廃止、合理化を率先垂範し、自家用車やタクシーの利用に切りかえ、極力ロスを省く、また、役場庁舎の外部委託の清掃を職員で行う等々、経費節減した場合の算定価について、試算、あるいはシミュレーション等を真摯に検討されたのか、お尋ねいたします。これは、6月議会でも私は質問しておりますので、このたびはかなり詳しく御説明いただけるものと期待しております。

②番で、住民に理解と協力を仰ぐため、各地域振興区に出向き、説明会を開催し、質問や意見等の声を参酌して値上げ案を修正する考えと明言されておりましたが、説明会でどのような声があり、どう修正されたのかお尋ねします。各地区の出席者数と質問や意見、要望ともあわせ、披瀝をお願いいたします。

③番目、2町合併から既に7年を経過する今日でございますが、特に水道利用をめぐる住民サービス、利用料金に大きく格差がある現実です。住民の受けるサービス等同等のサービスや保証する権利について、憲法や自治法にうたわれております。南部町の実態として均てんの法則にそごすと思うが、所見をお尋ねいたします。

④番目、福祉の町づくりを標榜する南部町であるのに、実態と大きく乖離する提案の新料金は、近隣市町村と比較してもかなり高く感じます。ランキングと料金の差はどうか問う。

最後でございますが、町の存亡にかかわるような重大な問題が発生するような場合のため考え、民主的町政を施行のため、万機公論に決すべきと言われるように住民投票条例の制定が必要と思っておりますが、町長の御所見を承ります。

以上、壇上での質問を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 赤井議員の御質問にお答えをしております。

南部町では平成18年に南部町行政改革大綱を策定しまして、効率的、効果的な財政運営の推進と政策の決定、住民と協働、連携の町づくりなど、延べ160余りの推進項目に取り組んでまいりました。財源確保の取り組みとして、補助金の見直し、公の施設の指定管理者制度への移行による業務のアウトソーシングを行い、施設の管理に係る経費の削減を行うとともに、職員の給与カット、管理職手当の定額化、日当の廃止など、人件費の削減に努めてまいりました。なお、

町長など三役の報酬カットは現在も継続しております。

このほかにも役場庁舎のランニングコスト削減の取り組みとしまして、昨年度よりLED照明器具を法勝寺庁舎に76基、天萬庁舎に106基導入し、両庁舎で年間50万円程度の削減なるものと推測いたすところであります。また、冷暖房機器運転開始基準温度を冷房30度以上、不快指数7.8以上、暖房16度以下に定め、庁舎内冷暖房運転基準の徹底を図っております。さらに、法勝寺庁舎につきましては、窓際の照明の点灯を半分にし、日ごろの節電意識を高める自助努力を職員一同で進めているところであります。また、業務におきましても当初予算要求時における事務事業概要の作成、年度中途における進捗の管理、決算時における事業の評価、行政が実施するか民間が実施するかの検証を行い、徹底した予算管理に努めているところでありますので、御理解をいただきたいと思っております。

町長の公用車の使用については、よく選挙の公約などによって取り上げられることがございます。このたびも赤井議員の方から触れられましたので、この際、私の見解を申し上げておきたいと思っております。

まず、私は運転が好きでございまして、自分で思うように運転をしたい欲求がございまして。したがって、人に乗せてもらうことは好きではないということ、まず御理解をいただきたいと思っております。

さて、選挙で町民の支援を受けて就任した町長には、4年間、公約した施策の実現に全力を尽くすことが求められることは言うまでもございませぬ。御指摘のような、町長が公用車でも私用車でもみずからが運転して公務に使用することなどは全く考えておりませぬ。それは、万一交通事故などで加害者として町民に死亡被害を与えてしまうようなことが発生すれば、町長の職にとどまっていることは不可能であります。これこそ町民に対しての大きな裏切り行為でありまして、私が最も恐れていることであります。タクシー利用も悪くありませんけれども、タクシーのない時間帯や込んでいるときには、大切な会議に間に合わないことも考えられます。

現在、主に利用している公用車は会見町長が利用されていたもので、既に8年が経過し、13万キロの走行をしております。ほとんど中古車としての価値もないものと思われまして。他の自治体の首長の状況でございますけれども、公用車を売却してなどと報道されますけれども、売却して白塗りの公用車を購入されたのでしょうか。白塗り公用車で会議に出席されていますので、私は同じことではないかと思っております。私はどなたが町長になられても、赤井議員が町長になられても昼夜を問わない公務をこなす必要がありまして、その職務の多忙性や特殊性、責任の重大性などから、公用車の利用をお勧めするものでございまして、御理解をちょうだいしたいと思

ます。

次に、6月議会でも申し上げましたように、公共料金審議会答申に基づき、住民説明会を実施してまいりました。説明会の内容についてお答えをしてまいります。

説明会開催日、場所、出席人数でございます。5月31日、上長田会館9名、6月2日、東長田青年の家13名、6月7日、プラザ西伯13名、6月9日、天萬庁舎16名、6月14日、おおくに田園スクエア14名、6月16日、ふるさと交流センター20名、6月21日、東西町コミュニティセンター14名、6月23日、福祉センターいこい荘8名、6月28日、鶴田公民館16名で、合計123名の皆さんに御出席をいただきました。

この中で、水道事業や水道会計の現状について、基本的に御理解をいただいたと思いますが、その中で出ました主な意見などは、地域的にまとめますと、西伯の簡水地域では1つ、水道料金の統一の時期はいつか、統一する計画があれば道筋をつけるべきである。2番目、上水と簡水の料金が違い過ぎる。今回改正で合わせられないのかなどの意見が出ました。また、西伯の上水地域では、西伯上水の収益的収支は黒字なのに、なぜ引き上げるのか。2、南部町のトン当たりの給水単価は幾らか。他町村との比較は。3番目、維持管理経費の縮減の具体的内容は。4番目、簡易水道の料金が高過ぎる。5番目、担当職員の給与が高いと費用に影響する。一般会計で負担できないのか。6番目、引き上げ率が西伯は高いなどの意見や質問が出ております。

会見地域では1つ、答申では会見地域は23%の引き上げとあるが、明細はあるのか。2、一般会計から補てんできないのか。3、年内に値上げになるのか。4、赤字がこれだけ減るという計画書はあるのか。5、27年度以降の料金統一について説明してほしい。6、いつごろ統一するのか。7、高いところに合わせるのか、などの質問や意見が出されています。

以上のような御質問や御意見には、説明会の中でできるだけ丁寧な説明などに努めてきましたので、基本的には御理解をいただけたのではないかと考えているところです。

また、特に料金の統合について、公共料金審議会答申では、25年度に西伯簡水と西伯上水料金の統合が出され、西伯地域と会見地域の統合については、水道統合事業の完了する平成27年度以降に行うよう答申されていますので、説明会でもそのように説明し、そのための料金の差について、今回の改定では答申どおりに行いますが、平成25年度の改定については、再度審議会を開き、料金格差が広がらないように検討したいと考えております。以上、説明会の中で出ました御意見などにより、今後検討していきますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、料金の統合についてどのように考えているかということでございます。水道料金については、合併協議会で議論される中で、将来の統合については合意をされたわけでございますけれ

ども、当面、旧町の料金体系でいくことになったわけであります。この判断は、苦渋の決断であったと思います。今回の公共料金審議会の答申でも料金の統合の方向は打ち出されておりますけれども、その時期は平成27年度以降、水道統合事業の完了後ということになりました。憲法や地方自治法にあるとおり、同一の自治体に住む住民の権利と義務、サービスは、同等であることが原則であり、町としても早い時期の料金統合を検討したいと考えております。近隣でも大山町は平成23年度、平成26年度、平成29年度の3回の改定を経て、料金を統合する条例を議会で可決しておられます。伯耆町でも料金は統合されております。南部町ではそれぞれの水道事業の歴史により、統合に至っていないわけですけれども、水道統合事業を完了して、水道料金の統合を実施したいと考えております。

次に、近隣市町村との比較でございます。2カ月の使用水量、40トンで比較いたしますと、低い方から1番、江府町3,622円、2番、会見地域4,179円、3番、伯耆町簡水4,200円、4番、旧名和4,694円、5番、旧中山4,704円、6番、米子市4,926円、7番、日野町5,040円、8番、旧大山上水5,124円、9番、旧大山簡水5,523円、10番、日南簡水5,690円、11番、西伯上水5,901円、12番、西伯簡水6,203円となります。ただ、大山町は平成26年度、29年度の料金改定を議決しておりまして、これにより料金が上がる見込みでございます。また、伯耆町についても料金改定を予定しておられるようでございます。このことから、料金統合の必要性を痛感しているところでございますので、御理解をお願いしたいと思います。

最後に、水道料金改定に伴って住民投票条例の制定についてということでございます。さきの3月議会で申しましたとおり、住民投票によって町政の重要課題について町民の意見を確認することは、これは意義あるものだと思って考えます。しかしながら、御承知のとおり住民投票条例の課題も多くございます。こちらにつきましてもさきの3月議会で説明しておりますので、詳しくは申しませんが、住民投票の成立要件と投票率の関係の課題、投票権の範囲の課題、投票運動の制限についての課題、さらに一番重要な課題としましては、住民投票条例による住民投票の法的拘束力についての課題などが上げられるわけであります。また、二元代表制のもとでの扱いといったことも整理しておかなければならないと、このように思っております。これらの諸課題をさまざまな角度から十分に検証を重ねる必要があると考えているところでございまして、私が住民投票に係る一般的な考え方として申し上げておきたいと思っております。

次に、議員御質問の水道料金の改定に係る住民投票についてでございます。まず、地方公営企業法に規定しています水道事業につきましては、その料金について、同法第21条第2項で、料

金は公正妥当なものでなければならず、かつ能率的な経営のもとにおける適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。このように規定されております。また、同法第17条の2においては、性質上、能率的な経営を行っても、なおその経営に伴う収入のみをもって充てることが、客観的に困難であると認められる経費以外については、地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない。この旨が規定されております。

すなわち、原則独立した会計のもとで法律的な運営を行い、適正な料金を定め、健全な運営を行うことが要請されているものでございます。すなわち、地方公営企業法の規定する法律の趣旨に沿って、健全経営のための料金改定を行おうとしているわけでもございまして、住民投票の結果、反対が多いということで改定をしないわけにはいかない性質のものでございます。水道料金の改定を行うということは、これは住民投票にはなじまないものではないかと思っております。

最後になりますが、住民投票につきましては現在、鳥取県においては県民に開かれた県政の礎を確かなものにするために、情報公開、県民アンケート、住民投票制度などの基本を定める県民参画基本条例制定に向けて検討が始まりました。本町といたしましても、さきに述べたとおり、町政の重要課題について町民の意見を確認することは意義あるものと考えておりますので、県の取り組みの動向を見守って対応していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） どうもありがとうございました。

何度も何度も本当に執拗に水道料金の問題を一般質問に取り上げまして、大変に恐縮に存じております。しかしながら、水の問題は町民の生命、生存権にかかわる最も大事な事柄であります。町民に負託いただいた議員として、どうしても看過できないと思うからであります。町の存亡にかかわる重大な問題であるから、奇をてらうようなやり方ではなく、故事にあるように、職員にあれこれ指示する前に、隗より始めよと言われるように、まず町長が手近なことからやってみせ、職員を説得し、住民同意を得る手続をとることは、何より先決と思います。水道料金値上げの提案の趣旨は、地方公営企業法により独立採算を図り、会計の健全経営と同時に、大切な水資源を公平、公正に安定的に供給し、町民の生命と健康を守り、町民の福祉の増進、そして子々孫々にツケを回さぬことが責任ある大人の務めであると言われておられます。これが町長の持論であるわけでもございますが、私もそれについては全く同じ考えでございますし、間違っていないと思います。

ただ、自治体が持続存続するため、最良の施策であり、やぶさかではなく、また、異議も申し

上げるものではありませんが、また、町を預かるトップとして、町長が町財政を憂慮されての提案であることは町民ひとしく理解されていると思います。十分、そんたくもされていると思います。そして、安心の社会生活、インフラサービスを維持し、平成27年度には現在の格差の水道料金を統一、一本化し、公平で納得のものとするため、応分の負担をお願いし、健全な水道会計を目指される首長の心意気は私なりに理解するが、だから、安心・安全の住みよい町づくりのために値上げをされると言われても、多くの町民は理解承諾することは困難であろうと思います。

第一、2月9日の答申で、5月から施行せよということになっておりましたが、これは客観的、物理的に無理があることは当然でございます。なぜなら、住民の命の源とも言えるべき水源の利用料の値上げを求めるなら、町長の率先垂範による報酬カット、職員も前向きに相当の賃金カット等を図り、住民と痛み分けの合理化を推進、協力するなど行動を見せなくては、到底、住民の理解につながることは無理でございます。私は、町財政が逼迫するといえども、町民感情から見て、せめて早くて来年4月施行が良識的で妥当ではないかと考えます。

ちなみに、このたびは11月1日の施行というように聞いておりましたが、料金の徴収については来年の1月からですか、ということでは聞いておりますが、その施行を11月からするのでも来年の4月からするのでも時間的なわずかなもんでございますから、財政的に大きく影響を受けるといったものではないと思いますので、せめて町民感情を十分考慮いただいて、4月の施行にしていただければと思います。

ちなみに、参考までに申し上げますが、町長が先ほどにも述べられましたが、近隣町村の実態を見まして、伯耆町でも一般会計から繰り出しして運用されております。また、日南町しかり、大山町も町長おっしゃいましたが、繰り出し運営されておまして、水道の利用料金の一本化は10年をかけて実施する旨でございました。我が南部町のように料金審議会が答申されたら何が何でもというような強引に実施するような拙速で乱暴なやり方はされておられません。

壇上の質問と、それから今、2次質問で議席から質問をさせていただいておりますが、そういうような事柄で、本当にこういう水道料金の値上げというものは町民の死に直結する大切な問題でございます。ぜひとも町長は苦渋の選択の結果ということをおっしゃいましたが、さらにもう一步深めていただいて、住民の気持ちを御理解いただいた中での町政を施行していただきたいように思います。

今申し上げましたように、どうしてもこの水道料金を値上げすることについて、11月の1日に実施しなければならないという具体的な根拠というものが私にはどうしても見えません。確認を含めて、ちょっと町長にお尋ねいたしますが、基本的には水道料金の現在値上げを想定されま

すのは、要するに財政が逼迫して水道が運営がうまくいかなくなってくる。だから、一般会計から繰り入れがなく、基本的に企業会計の健全化ということもあって、そういう中で妥当な値上げをしていかなければならないと。それとあわせて子供にツケを回すことのないような大人としての責任を持っていかにかいけんなどというようにおっしゃいましたが、それ以外に絶対的にこれは水道料金の値上げは避けて通れないんだという明確な御答弁がありましたら、お尋ねしたいと思います。現実的に、先ほど町長も公営企業法等の目的等についても読んでいただいたりしましたが、その中を見ましても、あるいは水道法を見ましても、必ずしも企業会計を適正にしていかななくてはならないという条文というのは、私には読み取れませんでした。そういうことを考えたとき、本当にそれぞれの町の思いやりの政策の一環として、ある程度の横断的な運用をするということが、私にはぜひ必要だろうと思います。

以上、質問いたしましたことを御答弁お願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。赤井議員の御質問の趣旨は大変よく理解をいたしておりますし、私もできることなら値上げをせずにいい顔をして町長をやりたいというように思うわけですが、町政の責任ある遂行をする立場から言えば、そういうことは許されないことであろうと思っております。

きのう、亀尾議員にも質問で答えましたけれども、西伯地区においては平成9年以降、料金改定がなされておられません。14年ぶりということでございます。それから、会見地区については昭和60年以降改定がなされておられませんので、実に27年ぶりということになるわけでございます。なぜ今までそういう状況でやってきたのかということでございますけれども、いわゆる住民の暮らしの一番大切な部分でございますので、この値上げということについては、随分ちゅうちょすると、ためらうと、はばかれるところがあったわけでございます。今日まで現行料金のままで来ていたわけですが、近年、いわゆる手持ちの資金というものが、現金というものがなくなってまいりました。今までは大きな投資をした減価償却費というものを内部に留保しておりましたので、その現金はそれなりにあったわけです。それで水道会計をぐるぐる回しておりました。赤字だといっても現金はあったと。その現金が近年、もう底をついて現金がないと。例えば、水道管が破裂して応急修理頼んでもお支払いができんという、そういう今、実態にあるわけです。これは御理解いただけますでしょうか。そういうところまでとうとう来てしまったということでございます。で、公共料金審議会をお願いしまして、料金改定をするにしてもどの程度が妥当なものなのかということが1つあります。

それからもう一つは、合併以来の懸案であります料金統合と、統一という問題もあるわけですので、そういうことについて総合的に見解をまとめていただいたわけですが、非常に難しい答申ではなかったかと、このように思っております。審議会では2年間近くかけて配水池や給水、池ですね、そういうところも現地視察も全部していただきました。何度も会合をしていただきまして、最終的に一定の料金改定は、これはやむを得んと、町民にお願いせざるを得んということ、その中でも料金統一というのは非常に難しい課題でございまして、今進めております水道事業の統合といった事業が完了いたします予定の平成27年度以降に先送りの答申をしていただいたわけがあります。それだけ難しい問題だということでもあります。答申は5月より徴収する料金から適用するように求めておられます。

それから、西伯簡易水道は非常に料金が高いということで、かねてから料金の引き下げ要望というものをずっといただいております。この件についても平成25年に次の改定で西伯上水と合わせようと、そういう答申もいただいております。そういう答申で、本来ならば答申に沿って料金改定をお願いしなければいけませんけれども、先ほど赤井議員もおっしゃっていただいたように、物理的にも時間的にも少し余裕がなかったわけでございまして、5月から徴収するということにはなりません。来年の1月の徴収する料金から改定の影響が及ぶというようなことに、今、変更して提案をさせていただいているわけでございます。

それから、大山町、伯耆町の例をおっしゃいました。一般会計から繰り入れをしておるということですが、一般会計も知らん顔をしているわけではございません。きのうも申し上げましたように、2,637万6,200円の一般会計からの繰り入れをしているわけでありまして、これがちょっと住民の皆さんにもそういう努力もしておるということを、ぜひ御理解をいただきたいと、このように考えております。

今、予定しておりますのは、会見地域が20%とかなんとか言っておりましたけれども、あれは非常に粗い平均で出したもので、詳細に従量、有収水量などできちんと改定率を計算し直していただきました。会見側の全体合計で4.4%、西伯側で6%ですか、という改定になっているわけでございます。改定率ですね。会見の場合は、特に基本料金を徴収し、さらに1トンからでも使えば、従量料金がそのままかかっておりました。ですから基本料金と従量料金を、基本料金は基本料金で使っても使わなくてもいただき、使えば1トンからでもいただくと、こういう仕組みの料金体系になっておったわけですが、西伯の場合は、基本料金と、それから6トンまでは基本料金、それから7トンからが従量料金ということになっておったわけでございます。ですから、料金の体系が全く違っておったということでございまして、この料金改定に、やっぱり未来に向けて道

筋をつけていくことが必要だというふうに考えました。したがって、料金の体系を同じに今回改定をします。料金体系を西伯側の体系に合わせます。基本料金をいただく、6トンまでは使っても使われなくても基本料金は払っていただくわけですが、会見側では西伯側に合わせていただくというやり方を提案をいたしているわけでございます。そういうぐあいにして、まずベースをそろえて基本料金、従量料金のベースをまずそろえておいて、それから今年度、再度、公共料金審議会を開催して、そしてその公共料金審議会で統合への道筋というものを御審議いただきたいというように考えております。

そういう一つの大きな流れを提示いたしまして、住民の皆さん方には御理解を賜りたいというように思います。行政改革やさまざまな分野での努力はもちろん行わなければなりませんけれども、水道会計そのものにお金もうなくなったということでございまして、この改定によって来年の4月からでもええだگانということですけども、4月になれば、6月からでもええと。9月からでもええじゃないかということだろうと思います。今年度、約300万円程度の収入を見込んでおります、今年度ですね、23年度でございまして、お金がないわけですから、修理しても払うお金がないわけですから、一定の改定はしながら万全を期していきたいと。最低の改定だと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（足立 喜義君） 赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） るる御説明いただきまして、かなり深めることができましたが、どうしても自分の気持ちとしてただしておかなくてはならないと思いますのが、先ほど何度も申し上げましたように、町長さんを初め、職員方の賃金等は据え置いて、あるいは合理化等というものは余り手つかずの形の中で、ただ答申に基づいて企業会計にせにゃならんから、これは町民さんにぜひとも理解いただかにゃならんというように町長おっしゃるわけでございますが、個別具体的な質問で大変恐縮には存じますが、町長さんや、あるいは職員方の報酬のカットだとか賃金のカット、あるいは質問の方にちょっと書いておりましたように、町内の外部委託の清掃料金だとかもろもろ、それから私が一番最初に質問しましたように、南部町内の公共的建物と申しますか、そういうものが従来どおりのほとんど電灯設備で今、LEDが中心になってる社会なんですけど、まだいまだにLEDの利用率というものは大変に低いように話も聞いております。その辺等については、どういうぐあいにお考えでございませうでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 企画政策課長、谷口秀人君。

○企画政策課長（谷口 秀人君） 議員御質問のLEDの蛍光灯にした場合、議員の御通告の際に概算でも教えてほしいということでございましたので、公共施設、庁舎やすこやかや中学校、小

学校、公民館というようなことで例示をいただきまして、試算をとということでございました。

大変粗いものがございますけど、前提といたしまして蛍光管だけの照明についても電気料金というのは、これは不明でございますし、それから、基本料金というものがかかっておりますので、なかなか詳細は出ませんが、あくまでも仮定、シミュレーションということで単純計算を粗いものでいたしております。1年間の今さっき御説明いたしました公共施設の蛍光灯をLEDの蛍光管にかえた場合、これはざっと3,300本が蛍光灯でございますので、これをLEDの蛍光管にかえたという仮定でございます。一般的に1年間には蛍光管100本当たり年間16万円の電気料金の削減があると。これもあくまでもいろいろメーカーによっても違いますが、一般的にでございます。1年間に蛍光管100本当たり電気料金は16万円程度削減になるのではないかと思います。1年間に蛍光管100本当たり電気料金は16万円程度削減になるのではないかと試算をいたしました。これに伴いまして、蛍光管、約3,300本分で計算をいたしますと、1年間370万程度の電気料金の削減があるのではないかと試算をしております。

一方、蛍光灯を蛍光管にかえるということは、基盤も一緒に交換をしなければなりません。蛍光灯を蛍光管にかえる、LEDの蛍光管にかえるという経費もかかりますし、それに伴います大体2本に1本がその基盤というんでしょうか、ユニットでございます。この取りかえも構造的に必要でございます。そういうようなことで、施設の改修についても初期投資というものが必要でございますので、これにつきまして、3,300本分を計算いたしますと、1億1,000万ほどの初期投資がかかるというようなことでございます。LEDの蛍光管にかえることは簡単でございますが、それに伴います経費が多大にかかるということがございますので、試算をいたしましたので御報告をいたします。以上です。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。先ほど、職員の合理化、手つかずの状態というような御発言がございました。一般の住民の方がそういうことをおっしゃるのは、私は許されると思いますけれども、議員さんで、もう2期も出ておられてこの場で堂々とそういうことをおっしゃるのはいかななものかと。どういう認識をなさっておられるのか、私は逆に聞いてみたいと思います。職員はですね、あの地震の被害がありまして、公債費が非常にかさんで大変な時期があったわけですが、そのときに進んで5%の給与カット、ずっと協力してくれたわけですが、忘れられました。

○議員（7番 赤井 廣昇君） いや、覚えております。

○町長（坂本 昭文君） 覚えておられますか。そういう大変な協力をしてくれております。ただ、その後、人事院勧告の公務員給与の引き下げということになりまして、その後は終わっておりま

すけれども、給与カットをして町の財政に協力をしてくれておりますので、もう職員の名誉のためにあえて言わせておいていただきたいと思います。

それから、三役でございますけれども、これはずっと就任以来10%のカットを継続しております。それから、合併時に187人の職員がおります。（発言する者あり）退職勧奨や定年退職といったことで協力していただいて、54名削減いたしました。約3割です。人件費の部分で約9,200万円の削減を協力をいただいております。やり方が手ぬるいというような批判は甘んじて受けなければいけませんけれども、手つかずの状態というのは、これは誤解だろうというように思います。随分私としては職員には協力をいただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（足立 喜義君） 赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 先ほどの質問の中で不適切な言葉で手つかずというような表現をしたのについては、大変に申しわけなく思いまして、取り下げさせてもらいたいと思います。ですが、先ほど町長さんは三役も10%の報酬のカットをやっておるんだと、こういうことを言われました。また、職員もそれ相当の頑張り、努力をやっているということで合理化には十分でもないかもわからんけど、それなりの姿勢は示してるというやにおっしゃったわけでございます。

今、私、個別具体的な話をとということで言いまして、電灯等については担当課長の方から具体的な概算数字でございますが、370万も、私から言えば370万もの過大な金額が削減できるんだなということは今聞きまして、初期投資は、これはしょうがないもんでございますから、初期投資しょうがないって、これを……（発言する者あり）私の発言中ですから。初期投資を抜きにしまして、初期投資で今それを終わりというわけじゃございませんから、ですから、そういうものを抜きにしまして370万削減できるということは、これは本当に莫大なもんだと思います。

それから、先ほど言いました庁舎内の清掃等にも外部の委託をした形で清掃業者になってるわけですけど、それらについてもただ単に職員の賃金のカットということでなく、さらに大変だと思いますけど、やはり職員がこれだけ一生懸命頑張ってるんだという姿勢を町民に見せるためにも、私は職員方さんには大変に苦しい思いをさせて恐縮には存じますけど、ぜひともそういうことも分担しながらやっていただいたら、経費も削減になるだろうと思うわけでございます。そうすれば、おのずと町民の負担も減ってくるわけでございますから、ああ、それなら料金の値上げもやむを得んだろうということでの御理解がいただけると私は確信いたします。

それから、町長さんがるる言われました中で、何といたしますか、町長の哲学といたしますか、そういう中で本当に町民を思いやるように努力してらっしゃるということについては、十分私もき

よう聞き及びまして理解もいたしました。大変失礼な言葉を言ったかもわかりませんが、お許し
いただきたいと思います。

いずれにいたしましても、最終的にことしの11月の1日施行で来年の1月から料金の方は早
速に徴収していくんだ、それによって300万ほどは財源が出てくるとおっしゃいました。です
けど、今、南部町で300万の財源を捻出するという事は、話的にはすごいなとは思いますが、
けど、それよりは、それこそ国じゃありませんけど、行革の一端の中で、今、事業仕分けと
いうようなこともやっております。本当に今、町がやってきた中で緊急性のある事業が必ずしも
100%ということはないと思います。もっともっと本当に十分な事業仕分けみたいなもの
をして、何といいますか、プライオリティーといいますか、優先順位をつけてしていかなくては
ならないと思います。

特に、これは私が言うわけじゃないですけど、一般に言われとるとこなんですが、東北震災の
関係で来年度の交付税関係も多分いろんな影響、減額されるような影響が出るんじゃないかとい
う危惧や懸念をしておるわけでございます。そういうことを考えたときにも、やはりそういう方
向で、まずもう一步町民に町政の姿勢を示すことは、絶対的に不可欠であろうと私は思います。
そういうことについて町長、一言ございましたらお願いしたいんですが。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。東北震災の関係で、非常に行政経費が窮屈なものに、
さらには輪がかかって大変な状況になるだろうという見込みを持っております。それと今までど
おりのまんまで東北が復興するということにはきっとならないと思いますので、みんなが何らか
の、例えば、例えばですよ、増税だとか今いろいろ言われておりますけれども、増税だとか、あ
るいは今あるサービスをいささか遠慮するとか、そういう我慢、いろんなことをしながら東北の
支えというものを果たしていかないといけんというように思っております、そういう気持ちで
望まんといけんだろうなというように思っております。

もう一方は、そういうことを町民の皆さんと価値観を共有するということが必要であります。
今までどおりのことをやっとして東北も助けようという、虫のいいことにはちょっとならんので
はないかというように思うわけでして、こういう質問の機会を通じて、私の方からも今後のさま
ざまな行財政運営において一定の期間、何か特別なお願いをしなければいけないこともあるかも
わかりません。その節にはよろしく御協力をお願いしたいというように思っております。

それと、水道料金に絡めて行政改革の努力というようなことが言われるわけございまして、
それは本当に痛いほどわかるわけでありまして、結局、行革とかは、これはもう本当に不

断の努力で水道料金のためにやるというようなことではなくて、行政の持続的に発展をしていく、将来にささやかでも持続的に南部町が発展をしていくんだなという、そういうシナリオが町民の皆さんに見えるような、そういう運営が大切なんだろうというように思っております。

したがって、この水道料金に限って行革をして何とかという発想ではなくて、行政全般として将来へのシナリオが描けるような、そういう町でありたいと思っております、これはもういろんな方面から行革はやっていかなければいけない、継続してやっていかなければいけないと、このように思っているわけです。

水道料金については独立採算でやれという法律になっております。ですから、そういういろいろな分野分野、エリアエリアの仕事が総体としてまとまって南部町の仕事になっております。水道料金の分野でもせめて収支が、帳じりが合う程度のことは果たしておかないと、結局ほかの分野にまで影響が及ぶということでもあります。今300万円の金が南部町にないわけではないわけですよ。きのうも基金がたくさんあるということをおっしゃいましたけれども、それはそれを崩して繰り入れすれば、改定なんかせんでもいいわけですが、これは根本的な解決になりませんので、それはやっぱり水道会計は水道会計としての健全性を維持するようにそれぞれ努力をして、町全体としての行政が、やっぱりさっきから言いますように未来へのシナリオが描けるような、町民と共有できるような、そういう町にしたいというように思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（足立 喜義君） 赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 大変しつこいようで恐縮でございますが、今、町長も御説明もいただきましたが、やはり町長が従来言ってこられました南部町は住民の福祉の向上、福祉の増進を図れる町にしていくんだと、安心して安全な町をつくりたいという思いを我々議会等についたたびたびお話をしていらっしゃるわけでございます。そういうことを考えたときに、今、町長が御説明なさった会計上どうしてもならないので、原則的にとにかく審議会の答申もあるので、このたびの料金改定については理解をとおっしゃいましたんですが、それをあえて願わくばもう半年先にも先送りするという形で町民の気持ちをおもんばかるといいますか、そういうようなことはしていただければ、より町長の評価も上がりますでしょうし、町民のためにもなります。

今、財政的に300万のお金がなくてどうこうじゃないとおっしゃったんですけど、資金ショートしとるということは実に今の説明の中でよくわかったんですが、実際問題、町の運営をしていく中で基金の取り崩しを若干してでも手当てをして、ここ願わくばですよ、少なくとももうこの1年、ことしの平成23年度についてはいいじゃないかと。24年からほんなら実施していこ

うという形をとられて、成功は例えば極端な言い方をしますと、来年の3月施行で料金の徴収については当然2カ月おくれになりますから、新年度から徴収するという形になろうかと思えます。だから、答申から見ますと、11カ月ほどおくれたスタートにはなるわけですけど、それが町民を思いやる町長の従来のお考えからすれば、そのぐらいの譲歩はあってもいいじゃないかと私は考えますが、その点については町長も全く先送りすることは不可能でございますか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） これは何か、情で責められますと、私も非常に弱いところがあるわけですが、私が仮にそういうことをしますと、きっと人気取りで坂本はやっただろうというようにおっしゃるに違いありません。そういう人がたくさんあるだろうというように思うわけです。

現にお金がなくて修理代も払えないような会計を抱えながら、議員さんはそういう立場でおっしゃればいいかもわかりませんが、水道事業管理者としては、やっぱり責任ある対応をしなければいけないということでございます。大変ですけども、ツケ回しをして結局困るのは私たちの子供や孫の世代でございます。いつ始まればよくなるのか悪くなるのかということではなくて、今、現に払う金がないわけですから、ここでひとつ改定に御協力をいただきまして、その分、後の世代がきっと楽をいたしますから、そういうことで提案をしております条例について御賛同を賜りたいというように思います。

○議長（足立 喜義君） 赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 今も町長の御答弁の中に先送りすることは、ツケ回しすることはよくないんだとおっしゃいましたですけど、これをツケ回しするといいますが、町長、インフラというものは子々孫々まで利益にあずかっていくもんでございます。今、我々だけじゃないわけでございます。ですから将来にわたって子供、孫に至って、こういう運が若干あったとしても、それは大方の子供や孫については理解していくと思います。だから、若干その辺は町長と私の見解の違うところでございますが、ただツケ回ししたらいけないからということで料金の値上げしていくんだということについては、若干私が承諾できかねますので、反論しておきます。

時間はまだ若干ありますが、私は自分の思いのたけを町長の方に質問させていただきまして、町長から真摯な御答弁もいただきましたので、多少ともいろんな形で譲歩等も考えていただけないかということをご期待しながら、本日の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（足立 喜義君） 以上で、7番、赤井廣昇君の質問を終わります。

○議長（足立 喜義君） ここで休憩をいたします。10時30分まで。再開は10時30分です。

午前10時08分休憩

午前10時30分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

休憩前に続いて、9番、細田元教君の質問を許します。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 皆さん、こんにちは。9番、細田でございます。きょう、最後の一般質問でございますが、その前に、数々の議員さんが言っておられました東日本大震災及び台風12号でお亡くなりになられた方の御冥福を皆様と一緒に御祈念したいと思います。また、東日本大震災及び台風12号、被災された方が一刻も早く普通の生活に戻れますよう、みんなで応援したいと思います。

きょうの一般質問は1点でございます。町民の健康と福祉の促進対策についてでございます。皆様方も御存じのように、ことし7月1日から西伯病院に新しく木村新院長が誕生いたしました。木村新院長は、あいさつの中で住民の健康を守るのが使命であると言われておられます。

それで、具体的にはがんを早期に発見し、治療をする。多くの方に検診を受けていただく。3番目に在宅医療を支えるため、通所リハとか認知症、デイケアの充実を図ってまいりたいと言っておられました。このように、我が南部町は坂本町政以来、福祉の町づくりを筆頭に今日まで頑張っておられました。福祉が充実する一番の要因は、後ろに医療がバックアップできるかどうかでございます。初めて公的病院の院長が自分の思いを今回言われました。このように、医療がせめて責任を持ってバックアップすれば、いろんな施策が前に進むと思っております。私はこれに関し、行政がどのように国保直診、西伯病院の院長にこたえていかれるのか、いろんな幅広い分野ありますが、思いがあろうと思えます。それをぜひ町民にお聞かせいただきたいと思えます。

壇上からはこれを言いまして、その答弁によって、また一つ一つ掘り下げてまいりたいと思えますので、よろしく願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 細田議員の御質問にお答えしてまいります。

本年7月1日に佐伯病院に院長として米子医療センターから木村修先生をお迎えいたしました。院長は、目標として南部町からがんを撲滅することを掲げられました。これは、院長が長年大腸がんを中心とした外科治療に携わってこられ、がん患者の悲惨な実態を数多く見てこられ、鳥取県健康対策協議会の大腸がん対策専門委員会で活躍しておられ、絶対にがんをなくしたいという

情熱が伝わってくる発言でございました。本町としてもがんは町の死亡原因の1位でありまして、国民健康保険の高額診療費、月80万円でございますが、この4割を占めて医療費全体を押し上げている原因でもございます。

院長が南部町からがんを撲滅したいと目標を掲げられ、就任早々7つの振興協議会を回られ、講演などの啓発活動をしておられます。木村院長には、保健行政の指導的な立場として携わっていただき、ぜひとも南部町からがんを撲滅していただきたいと願っております。町としても全面的に院長を支援するよう関係部署に指示を出しております。

具体的には、南部町の各がん検診の受診率を3年間で50%以上にすることでございます。この受診率50%という目標は、国が平成18年6月にがん対策基本法を成立させ、翌年6月に閣議決定したがん対策推進基本計画では、全体目標を今後10年間で、がんの死亡率、75歳未満でございます、年齢調整して、これを20%減少させると。個別目標としてがん検診の受診率を5年以内に50%以上とするとして掲げたものと同じでございます。鳥取県も平成22年6月に議員提案により鳥取県がん対策推進条例を制定し、がん検診受診率向上プロジェクト事業に取り組んでおられます。その中で検診体制の強化として1つ、大腸がん検診特別推進事業、2つ、休日がん検診支援事業、3つ、地域のがんを考える協議会の創設、4つ、市町村がん検診知事表彰など、さまざまな事業を展開しておられますが、受診率は25%と横ばい状態でございます。

がん検診の実態として、健康増進法に基づく市町村のがん検診と、企業が労働安全衛生法に基づいて行う検診がございますが、労働安全衛生法は、がん検診を義務化していないために、企業が行っているがん検診の実態がよくわからないのが実情となっております。このことは、就労世代の40歳から59歳までの方が、がん検診を1回も受けずに国民健康保険に加入される可能性もあると考えられるということになります。就労者のがん検診の受診状況も把握し、検診を受けていただくことも非常に重要になってきます。がんは高齢になればなるほど頻度がふえる病気ですので、人口の高齢化により今後がんの発病もふえていくと予想されております。そうなれば、国民健康保険の医療費がさらに伸びていきます。がん対策は町として優先的に取り組むことが急務となっているわけでありまして。

受診率向上のための具体策を今、検討してる最中でございます。例えば、1つ、保健師、健康増進委員などで徹底してがん検診の重要性を住民に説明する。2つ、健康講座、各地区への出張講演を行う。3つ、休日検診をふやして働いている年代が検診を受けやすくする。4つ、がんの健康台帳を改善して、検診の受診状況を把握し、受診勧奨、健康指導を行う。がん検診を受診したメリットシステムを創設するなどございます。以上が今現在の検討中の具体策でございます。

従来のやり方だけで受診率を50%まで上げていくことは難しいと判断しております。各自治体の取り組みを見ても、啓発、受診勧奨などを強化しただけでは受診率は上がっていかない状況でございます。

今、町として木村院長を中心として全住民を対象としたがん検診を実施して、町からがんで亡くなる方をなくしていくために、予算面でもかなりの対策をとっていく必要があると認識しております。このような認識でございますけれども、あくまでも前提となるのは、町民の皆様の健康は皆様御自身で日ごろからよく管理していただく。行政はそれをサポートする立場で施策に取り組むということであります。町民の皆様がみずからの健康は自分で守るという、そういう意識を持ち、生活習慣を改善していただき、健康づくりに主体的に取り組んでもらう、行政は医療や検診などをさらに充実させていき、がんを負けない地域を町民の皆様とともにつくっていくことだと思っております。そのために、皆様の絶大な協力と理解を必要としているわけでございます。議員の皆様におかれましても、今後の施策の重点課題として御理解を賜りますようお願いを申し上げ、答弁いたします。

○議長（足立 喜義君） 細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 今、町長はいみじくも言われましたが、木村院長は我が町をがん制圧宣言の町と銘打ちたい、このようなパンフレットというか、レジュメをこの間、勉強会でもらいました。この我が町はそこに、角っこに非核宣言の町、もうどんどんポールが立っておりますね。もう同じようにこのがん制圧宣言の町か撲滅宣言の町っていうのは、議会としてもこれは考えないけんと思っておりますが、町行政としては、これに賛同されまして、そういうことを堂々とされる気がおありかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。木村院長の本当に前向きな御発言、そして行政の働きかけによりまして、私も非常に意を強くしております。行政と議会とともに、そのような制圧宣言の町というような宣言をしてスタートを切りたいと、そういうように思っております。よろしく申し上げます。

○議長（足立 喜義君） 細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 議会も応援したいと思います。ぜひとも、このがん制圧宣言の町を確立いたしまして、いろんな施策で、またいろんな部署でこれを啓発し、町民が健康で長生きできるようにしたいと思います。そのためにも木村院長は、検診のことを言われました。検診が第一。私はそのとき、先生、予防も大事じゃないかって言いましたけど、モチベーションでは、

専門的などともあったかと思いますが、予防といったら首をかしげられまして、やっぱり検診ですと言われましたが、私のちょっと勉強した資料の中に生命科学振興会理事長、渡邊先生という方が、予防のことを言っておられました。がんの予防には第1次予防と第2次予防と第3次予防があるんです。第1次予防というのは、がんにかからないためにいろんな日常生活のことをやると。第2次予防が検診なんですね。これ木村院長はそのことを強く言われました。第3次予防は手術なんですけども、私は2次予防についてはまた次お聞きするというので、第1次予防について、予防について町はどのように考えておられるのかお聞きしたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 健康福祉課長です。予防ということですけども、今、がんの対策で一番予防として、国が死亡率を20%削減するということにうたっております予防の一番の効果は、たばこをやめるということでございます。たばこをやめることによって、20%の中で1.6%が、この20%の死亡率の削減をするところの中に含まれております。だから、たばこをやめていただくことが、まず予防の中の最優先課題ではないかというふうに国も申しておりますので、その辺も取り組んでいかないといけないというふうに思っております。以上です。

○議長（足立 喜義君） 細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） そのとおりでございます、第1はたばこをやめる。それと、あとは私の体型見られてわかりますように肥満がいけんそうです。これはちょっと言いにくかったですけど、肥満がカロリーのとり過ぎによって肥満でがんの成長を促すということだそうです。肉類など動物的脂肪をよくとるようになった食生活の欧米化が肥満を招き、欧米に多い大腸がんがふえてきたと。これは木村院長もこんなことを言っておられましたね。私の体型を見られまして、このようにぜひならない対策を健康福祉課、考えていただけませんか。

○議長（足立 喜義君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 健康福祉課長です。議員おっしゃるとおり、肥満というのはメタボリックシンドロームというような取り組みも県内行われておりますので、この辺は保健師を中心に指導を続けていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（足立 喜義君） 細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） ぜひ、私も協力いたしますので、頑張ってくださいと思います。

それと、がん予防で健康の意識を変えるには、学校でのがん教育が必要という意見もございませぬ。人権の問題でも学校では人権教育をやっておりますね。それも大事、この健康教育も私は

大事と思いますが、学校現場として、がん予防についての健康予防教室を、ぜひカリキュラムかいろいろな年に1回か2回講師を呼んでいただいて、勉強を、子供の中から勉強していただき、家庭に波及していただきたいと思いますが、担当課としてはどのように考えておられますでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。健康教育という観点から、がんという特定の疾病といいたいでしょうか、このものについて学校でどう考えているのかということでございますが、広い意味でがんという関係から申し上げますと、現実に現在取り組んでおりますのは、喫煙防止教育、あるいは薬物乱用防止教育、こういうものが専門家の先生方をお招きをして取り組んでいるということが実態でございます。それでは、広い意味でがんとのかかわる教育も実際にやっているということでございます。

しかしながら、先ほどからございますように、町を挙げてがんを制圧をしていこう、こういう動きといいたいでしょうか、そういう方向性の中で考えてみますと、さらに突っ込んだ取り組みというものを学校としてもしていけないけんというぐあいに、議員さんの話を聞きながら感じているところでございます。やはりがんに対する基礎知識、そういうものを中心にしながら、どのような取り組みが、あるいは指導ができるのかということを担当の教諭、あるいはこれはPTAも巻き込みにゃいけないのかなというぐあいに感じるところでございますけれども、具体的に検討してまいりたいというぐあいに思っております。以上です。

○議長（足立 喜義君） 細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） ぜひ検討、検討でいいですけど、実際に、もう木村院長が各振興区にどんどん出かけております。学校現場に来られたって話は聞いてませんね。院長、行ってないでしょう、まだ。こういうところはまず第一にさせていただきたいと思いますが、教育長、ぜひ段取りしていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（足立 喜義君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。今、議員さん、申し上げられ、言われたんですけども、私の頭の中では、まずは木村院長さんのお話を関係者でお伺いをしながら、具体化をどうすればいいのかということで進めてまいりたいというぐあいに思います。

○議長（足立 喜義君） 細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 木村院長は、各振興区をちょいちょい回っておられるとは聞きました。これとよく似た事例で、前の日野病院の院長、堀江先生が、もう自分とかが関係するところ

ろすべて回られました。ああいう企画をぜひとも、企画も必要じゃないかと思いますが、比較の企画課としてそういうやりなさいじゃなしに、誘導施策というのはできそうな気がしますけども、振興区ばかりじゃなしに、振興区をまたそのように育てるような施策というか、誘導施策は考えておられませんか。

○議長（足立 喜義君） 地域振興専門員、長尾健治君。

○地域振興専門員（長尾 健治君） 地域振興専門員でございます。お答えします。

まず、その前に、実は院長先生が各振興協議会、部長と一緒に7つもう回っていただいております。ということは、先ほど議員の方から御紹介があったところですが、私どもの方も7つの振興協議会に実際がんとなくの町づくりに取り組んでいただけますかということで聞いて回っております。その中で各会長さん方のお答えは、非常に予想以上に前向きな回答をいただいております。町の主役である町民の皆さんと密接な協議会が課題としてぜひ取り組んでいきたいというお答えや、待っていましたとおっしゃる会長さん、それから、もう院長先生に来てもらって講演をしたという手間山のような協議会もありました。予想以上にありがたいお返事をちょうだいしております。

具体的に、その中でいろいろ会長さん方からも御提案をいただきました。検診についての率を上げるための御提案ですとか、取り組みについてということですが、具体的にこれから協議会の皆様と相談して今、議員がおっしゃった施策については固めていくという状況でございます。

○議長（足立 喜義君） 細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 企画政策課の方も院長中心としたいろんな啓発運動をされるとお聞きして安心いたしました。がんの日ごろのライフスタイル次第で予防できるという、その前の渡邊先生言っておられました。代表的な生活習慣病の一つは、食生活、喫煙、運動、肥満、ストレスなどの生活習慣に気をつければ、約8割ぐらいが防げるのではないかって言っておられるんです。食生活については、改善員さんが各振興区地域におられますね。これらの活動にも重要な活動があらうと思いますが、これについての取り組みを健康福祉課長、思いを言っていただきたいと思う。

○議長（足立 喜義君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 健康福祉課長です。食生活改善推進員の方も、すべて今直接改善推進員ということ言われましたけども、それだけではなくて、いろいろな商工会であったり企業であったり、そういったところも細かく周りながら南部町ががんに対してこう取り組んでいくんだということで協力していただくようなことをしていかないと、50%という高い目標をクリアできないんじゃないかというふうに思っておりますので、手短に自分どもの所管する団体に

についてはお願いして取り組んでいくように思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（足立 喜義君） 細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 食生活に関連して、やっぱり食というのは口から物が入る。大事なものは、やっぱり食物ですね。木村先生にそのことを言いましたら、首をかしげられて余り意味がないんじゃないかなてやなこと言われましたが、欧米のベジタリアンの話されて、そういう人は大腸がんになりにくいと言われました。我が町にもそういう食に対して無農薬とかいろいろながありました。その南部町版というのを、ある程度進んでおるとこもありますが、こういうのも進める必要があろうと思いますけども、産業課長はどのように考えておられますか。

○議長（足立 喜義君） 産業課長、景山毅君。

○産業課長（景山 毅君） 産業課長です。今、細田議員が言われましたように直接がんとは結びつかないかもしれませんが、学校給食の方なり病院の方に食材供給協議会を通じましてそれなりに地域の安心・安全といいますか、そういう食物を今供給しております。ただ、これが全くの有機栽培であるとか、そういうことになっておりませんので、そこら辺はできるだけ減農薬なりそういう方向に持っていき進めていきたいというふうに考えております。

○議長（足立 喜義君） 細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 各担当課にいろいろ予防についての取り組みをお聞きいたしました。第一予防は、私はそのような各担当課、個人も含めてですが、私も含めてでございますが、やらないけんじゃないか。

次に大事なものは、第二次予防。木村院長がすごく力説されておりました検診についてでございます。今、我が町の検診率はたしか30%未満でしたね、ぐらいでしたか。目標を50%に持っていくために、るる今、町長が言われました。それを具体的にまだ検討中ということでしたが、早速すぐ取り組みたいというのがありましたら教えていただきたいと思っております。

○議長（足立 喜義君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 健康福祉課長です。今先ほど町長の方から答弁していただいたことを、まず今検討中ということですけども、まず取り組みたいということは企業の検診の受診率の把握が十分できていないということで、町が持っておりますがんの検診台帳をそういったところが把握できるようなものに変えていく、まずここが大切じゃないかと思っております。国、県といったしましても、全国民や県民、町民がどれだけがん検診を受けているかということが未知数でありまして、この辺が取り組みの中でも一番ネックになっているところでございますので、まず検診台帳を十分整備いたしまして町民の皆様がどれだけ、どの検診を受けておられるかということ

が、個人の別に把握できるようにして、受診勧奨がスムーズに行えるような体制をとっていききたいというふうに思っております。

あとは町長が言ったように、がん検診をいかに充実させていくかということが最大のポイントかと思います。また、平成21年度に県の方が街頭アンケートをしたときの結果の中でも、がん検診に対する知識というのが非常に不足しているような結果も出ておりますので、やはり検診を受けることの意義とかを十分周知していくことが大切かなというふうに思っております。以上です。

○議長（足立 喜義君） 細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 今、言われました国保は町で管理できますね。問題は、企業の方です。企業では、協会けんぽの企業と共済組合が持っている企業と組合管掌を持っている企業がありまして、それぞれ共済組合と組合管掌というのは大概のところは今、町長が言われました労働の関係の分の検診はしております。その検診結果は町は把握しておられますか。

○議長（足立 喜義君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 健康福祉課長です。現在、企業で受けられた検診については把握しておりません。以上です。

○議長（足立 喜義君） 細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） そこはやっぱりネックになっちゃうと思うですわ。共済とかはたしか病院との連携ではやっているとこもあります。たしか南部町の職員さんやちは西伯病院と連携してやっておられると思います。大きな会社の組合管掌の人やちは組合の中でやっておりますけども、結果は保険者が持ちよって町にフィードバックされてない。

それともう一つは、西伯病院で検診された方はデータはとれると思います。開業医さんで検診しておられる方もたくさんおられます。それらのどのようにして、そのような人やちをデータを譲り受けるっていうか共有できるか、そういうことは何とかできないのかどうか、今の時点で法律とかいろいろ個人情報とかあろうと思いますが、可能かどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 健康福祉課長です。今、議員のおっしゃられたとおり、各企業検診とか個人で受けられた検診については、西伯病院に至っても町の方には個人的に受けられたものについてはデータはいただいておりませんし、こちら西伯病院の方にはデータを提供しておらないというような状況です。今後、今、検診台帳を整備していく過程の中で、町民の皆様の同意を得て受けたか受けないかというところの情報を町に提供していただくような方向で検討し

ております。その辺は、住民の皆様にご理解をいただき、がんで死なない町づくりに貢献していただくというふうにしたいというふうな思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） そこが一番大事なところで、まずそれを何とか町長、方向性を示していただきたいところが1つと、あと開業医さん、我が町には開業医は法勝寺内科クリニックと廣兼先生と森先生、潮先生、ございます。これらの方の連携と、それらにかかられた方の何ていうか、まず検診についての連携も開業医さんとの連携も必要だと思います。これに対しての、月に1か年に1回か医療懇談会があろうと思いますけども、そういうことを利用してできたら可能なことをしていただきたいと思っておりますけども、これはちょっと大分ハードな政策判断が必要だと思いますけども、町長の考えはいかがでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。木村院長は就任して以来、私は初めてだと思っておりますけれども、町内の開業医の先生方のところももう全部回ってごあいさつをされたと聞いております。非常に開業医の先生方との連携を重視しておられまして、これらの先生方の協力がなければ、いわゆる50%の検診率というようなこと掲げてみても絵にかいたもちになるということをよく御存じでありまして、まず院長先生みずから開業医の先生方と連携をとる、具体的にもう行動を起こしておられます。町の方も、これはもう願ってもないことでありまして、当然そういう面での支援をしていきたいというように思うわけですが、先ほど私は答弁で言いましたようにデータというのは個人のものでありますから、これは勝手に町がデータを収集したり加工したり編集したり、そういうことはできないわけでありまして。あくまでも、これは町民の皆さんに協力をしていただくということが前提でないと、強制的に強権的に行政が検診台帳をつくるというようなこと、これは不可能であります。

もう一つは、がんもいろんな部位があります。部位によって、受けた受けた言っても例えば肺がんの検診だけを受けても胃がんや大腸がんとか、さまざまなほかの部位もあるわけでありまして、どの程度受けているのかというような、本当にもうちょっと詳細なデータでなければ台帳つくってみても意味がないということもあろうと思うわけですが、ですから、何にも増して院長のやる気はもちろん大事なんですけれども、町民の皆さんがそういう気持ちになって協力していただかんといけんということでありまして。100%にはなりません。国も言っているように50%を目標にしている。院長もその辺はよく御存じで、50%を目標にして検診率を上げていこうと言っておられますので、最初は鳴り物入りでいろいろ取り組むのは結構なんですけれども、私どもも政

策目標としてほどほどのところを考えていかないと、いろんな問題で行き詰まってかけ声倒れになってしまうということもあろうと思いますので、その辺を冷静に考えながら進めていきたいというように思っております。

○議長（足立 喜義君） 細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 一番今のところがネックだし、これがきちっとなったら私は恐らく全国的にもすごい推進力のあるがんの啓発に対する一つの一步踏み出せるんじゃないかと思えます。この今、院長、西伯病院の今後取り組みについてのところですが、検診台帳または健康台帳、これはもちろん開業医さんの協力も必要だし、住民の協力もなけなでせん。これをやっておられて国保新聞に載ったのが沖縄県の南城市。これは糖尿病についてのやられたようですが、これについてはちょっとまだ議会で議決しておりませんが、今回の行政調査でそこに行って勉強してこようと思っております。これが沖縄県の南城市でできてるんですね。台帳つくっておられる。開業医さんと連携してつくっておられる。それが市が掌握してると。それで、そこに集中的に訪問指導して、糖尿病が減ってきたと、医療費やちも減ってきたという成果があるんです。恐らく担当課はネットでそれは見ておられると思いますけども、気持ちとしてできそうかどうかお聞きしたいと。

○議長（足立 喜義君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 健康福祉課長です。今、議員が言われた南城市の件ですけども、私としても参考とさせていただきます、ぜひ50%を達成するためには台帳の作成と住民の皆様の御理解を必要といたします。そこで3年間という目標の中で50%ということでございますので、素早い住民に対する御理解をしていただく活動が必要になってくると思いますので、本議会が終わり次第、健康増進員の方とかいろいろ関係する団体に呼びかけていき、ぜひ台帳に対する重要性和データに対して協力していただくということを理解をしていただき、そうすることによってがんに対する取り組みが大切だということを御理解していただくというところで、何とか住民の御理解が一番大切だと思っておりますので、ぜひ素早い対応で3月までには一通りの理解を得るような活動を起こし、4月からの検診に向けて少しずつ検診率が上がっていくように取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） せっかくの機会でございますので、若干この場をかりて御紹介をしておきたいというように思います。7月1日に木村院長就任していただいたわけですがけれども、まず就任のごあいさつで3点のことを申し述べられました。

1つは、やっぱり南部町からがんをなくしたいと、自分が長年携わってきたがん対策に対しての経験を生かして、がんを撲滅する町にしたいということをおっしゃいました。それから、職員や住民の皆さんとよくコミュニケーションをとって、そういうことを進めていきたいということ。そして、自分が医療センターで経験をした経営改善ということについても、その経験を生かして西伯病院の経営改善にも努力をしたいと、こういう3点のことを申し述べられたわけであります。

私は非常に驚きました。実は、私が願っておることそのものずばりを3点に集約してお話いただきまして、これは本当にびっくりしたわけです。従来、西伯病院の開設者としてはこういう方針に基づいて西伯病院を運営してほしいというようなことを当然、院長に伝えてその方向で御努力いただくというのが本筋でしょうけれども、ドクターという特殊な職業といましようか、専門性の高い先生で、しかも今の医療の状況を見て、あんまり無理難題吹っかけて院長先生はおろか、お医者さんが寄りつかんような病院になっては困るわけでごさいます、正直なところは先生方の思うところにお任せをして病院の運営を従来やっていただいていたように思います。

しかし、今回そういうことを院長みずから発言されて、私は本当に異色な先生だと院長だと、得がたい人材を今、南部町は手に入れたとこのように思っておりまして、こういう機会を通じて、チャンスはいつもあるものではないというように思うわけです。そういう人的、あるいは社会的、あるいはその他いろいろあると思いますけれども、そういう環境がうまく整ったときに私はやっぱり一気にそういう課題に果敢に挑戦して、具体的に成果をおさめていくべき時が来たというように思うわけです。ちょうど今、西伯病院も新築をする、そして新しいそのような意気込みを持った院長をお迎えするというようなこと、そして国民の間ががんに対する関心が非常に高まって、国も挙げて、県も挙げてがん撲滅をやろうというような体制をとりつつあるときに、やはりチャンスは今しかないというように考えてこれを進める。決して、よそでできてうちでできないことはないわけでありまして、これはすべてに優先してでもやるべきだとこのように思っておりますが、一番大切なことは、これは町民の皆さんがそういう気持ちになっていただくかどうかということなんです。役場や病院ばかり一生懸命になっても、これは町民の皆さんの協力がなければ、これは実現は不可能であります。

ぜひそのような意気込みを持った院長をお迎えしたこの機会に、町民の皆さんも積極的に御協力をいただき、台帳の作成やあるいは積極的な受診、そういうことにつなげて、町全体でがんに対する非常に強い、ストレスに強い、がんに強い町をつくっていききたいとこのように思っているところがございますので、ぜひ議会の方でもできたら今議会にでもそのような宣言でもしていただいたら、行政としても非常にありがたいとこのように思っておりますので、よろしくお願

します。

○議長（足立 喜義君） 細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 今、町長が言われたとおりでございまして、私も同じ気持ちでございまして、今回の一般質問をさせていただきました。ぜひとも、こういう時期に病院ばかり言ったってだめだと。行政もまた議会もこたえるようなければだめでないか、そう思いまして今回の一般質問をさせていただいたのが事実であります。これが今、大事なところは住民であると。住民がその気になったらできる。その気にならせるような施策が必要である。誘導っていうか、誘導施策。私はこれが一番大事だと思います。医療保険も介護保険も自立支援法の障害者保険も来年が改正であります。介護保険については、来年は地域包括ケアシステムというのが大きな命題でそれに向かって全部動く予定であります。この地域包括ケアシステムの中に、住民力というのが物すごい大事になってまいります。この住民力を生かしたこの検診。今までは、保健師さん看護師さん、病院に任せっきりでございました。この住民力を生かすような施策を、ぜひ打っていただきたいと思っておりますけども、町長、この点はいかがでしょう。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。先ほど申し上げましたように、全くこの住民の皆さん方の御理解と御協力にかかっているというように思います。何にも増して、みずからの健康のことをやっぱりみずからが守っていくという、そういう強い気持ちになっていただく。そして、がんの悲惨な実態というようなもの、心、体、経済的、さまざまな負担も多い。そして、非常に激しい痛みとの闘いというような、本当に考えただけでも悲惨ながんの症状があるわけですから、そういうところに陥らないように、この際、役場がいう検診を受けてみようかとか、あるいは会社の検診を受けてみようかとか、そういう気持ちになっていただくということでもあります。

既に、用意はされております。検診の御案内もしておりますし、検診を受けていただくのには支援もするということっておりますし、ぜひこの際、農業が一段落したら検診でも行ってみようかと、西伯病院でも行ってみようかという気持ちになっていただくということが、何より必要であります。

財政的にはそういう面で、しっかり支援をしていくということを考えておりますので、一にも二にも御協力をよろしく願いまして答弁としたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 本当にそのとおりだと思います。きのうの一般質問の中で、江府町が検診率が一番いいと、40%って言われましたね。僕も江府町についてはよく知っておりま

して、江府町が検診率が高い。その結果どうなったかという、過去でしたが老人医療費が減っておりまして。国保料も減ったと思います。そのように、やっぱり医療費に連動します。我が町のその前に、江府町は保健師さんと、あそこの診療所の先生がタッグを組んで、本当にくるくるくるよく周っておられました。我が町の保健師さんもたくさんおられますけども、何分、今、産休とかいろいろおられまして人数が半分ぐらいになっておられます。やっぱり、これは地域の人を頼まないけん。私はよそにない地域力、地域の力というのは我が町には地域振興協議会というのがありまして、すごい力が発揮しております。これに、1つの検診部門、健康増進委員さんとか民生委員さんとかたくさんおられます。これらを核とした、その上にまた保健師さんと連携とりながら、できる施策が必要だと思えますけども、町行政としてはこれについての力の入れぐあいを教えていただきたいと思えます。

○議長（足立 喜義君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 健康福祉課長です。今、言われましたとおり、保健師と地域振興協議会の関係、この辺について今、課内でも協議しておりまして、今後のがん対策に対する思いと方向性を振興協議会と十分協議をして理解をしていただいで、がん検診の受診率が50%以上に達成するように取り組んでいくように、心を合わせているところでございます。

○議長（足立 喜義君） 細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 一歩進んで、そのように取り組んでおられることを聞いて安心いたしました。町長、いろいろ各地域振興区に保健師さんを派遣するという標語でしたが、なかなか姿が見えないという前の一般質問いたしましたけども、私は保健師さんにかわる住民、住民が保健師さんと同じような活動ができるかどうか、これは保健師さんじゃなけなだめ、この問題は地域住民でみんなでやればできるんじゃないか、あろうと思えますけども、保健師じゃなけな絶対だめだっというのは具体的に何でしょうね。

○議長（足立 喜義君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 健康福祉課長でございます。一番保健師でなければできないっていうところは、行政の顔として家庭の中に入っていきっていうところではないかと、自分としては思っております。一般の近所の方が玄関あけていろいろ深いところも入っていきってところが、なかなか難しいんじゃないかというふうに思っております。それは、保健師という看板を掲げて行政の職員というところで家庭の奥深くまで入っていきって、その実情を把握して施策に取り組んでいきってということが保健師の使命だというふうに思っておりますので、その辺の深いところまでは一般の住民の方でも声かけはできると思えますけども、やっぱり奥に入っていく

ということはちょっと難しいところもあるかとは思っております。以上です。

○議長（足立 喜義君） 細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 確かに、私は保健師ですって言ったら玄関あければ大概のところは入らせていただけますが、一般の人が行ったらなかなか難しい。そこで、福祉マップっていうのをつくった経験があるかと思います。福祉マップには、隣近所とかいろんな人、あそこは高齢者とかいろんなとこ全部マップに落としますけども、振興協議会の役の方が入ってません。この細田の家には隣と仲が悪いからだれがよう来てるの、全然関係ない区が違った人がいっつも来ちよるなあよ。その人に聞けば大概わかる。ただ、住民でできると私はできますが、このような福祉マップ、また災害マップも同じようですが、そういうことを利用しながら地域を私はいろんな面で守れるような気がしますけども、これについて町長、いかがお思いでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。地域振興協議会を結成した大きな目標の一つに、そのような住民同士のコミュニティーのきずなを強くして、お互いに見守ってこの安心・安全な地域づくりに役立てようと、こういうことがあるわけでありまして、これはもう御指摘のとおり当然、そういうことも振興協議会の仕事の中に入っております。期待をするところでございます。

それと、先ほど保健師は行政の顔を持って家庭に入ることができるということを言いました。全くそのとおりであります。同時にやっぱり専門的な知識を持って町に奉職をして40年とか30年以上の勤務をするわけでありまして。やっぱり、私はそういう中から専門性を磨いておるといように思っておりますから、これ一般の人に保健師のかわりをやれというようなこと、これちょっと無理な話であって、その専門分野については保健師でないとできんところをやっぴりもっと発揮してやってもらいたいというように思うわけです。見守りだとかそういう部分については、これは別に保健師でなくてもできるわけですから、これは大いにそういう部分は住民の皆さんにお任せいただかないけんわけですけども、家庭の中に入ってさまざまな複雑な人間、身体的、あるいは精神的、さまざまな悩みに専門性を高めてきちんと答えて解決に導くというようなことが、私は保健師に一番求めたいことであります。確かな仕事をしてほしいと願っております。

○議長（足立 喜義君） 細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） ぜひとも、そのような専門的ある保健師を、私たち住民がどんどん情報出して使っていきたいと思っております。国保の関係でも、一番医療費がぼおんと上がったのはもちろんがんですけど、がんになる確率が一番高いのは、今、課長や町長が指摘されましたよう

に定年退職されて協会けんぽ、共済とか組合管掌保険が国保になったとき、ほっとされたときです。これは、町では保健師ではその人がどうなるかというのは、情報はまた掌握できんと思います。地域の方はそれは掌握できます。あの人はそろそろ定年だで、あっこには何歳ぐらいのおっつあんおってだで、おばはんおなあで、わかる。それらの地域住民の情報をもとに、ぜひともそこを中心にこの検診活動、皆さんぜひ行っていただきたいと。そろそろリタイアじゃないですけど、仕事頑張って御苦労さんのときに、ほっとしたときにいろんな病気が出て、国保会計見ましても退職者医療がぼおんと上がってるんですね、そんなとこだけ。そういうとこをひとつターゲットに上げて、それを活動していただきたいと思いますが、その点についていかがでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 健康福祉課長です。おっしゃられるとおり、退職されて国保に入られてから、かなりがんの発生率が上がっております。それを踏まえて、40代、50代の就業者の方に対する取り組みっていうのが大切じゃあないかというふうに思っておりますので、その辺を強化して行って国保に入られる前からがんに対する取り組みを徹底していきたいというふうに思っております。

○議長（足立 喜義君） 細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） そのとおりでございます、ぜひとも情報は……（サイレン吹鳴）その情報は、いろんな情報は地域が持っております。私はこれからキーワードは地域だと思っております。福祉も医療も保健も、これは地域が私はキーワードだと思っております。この地域をいかにしてそのようなことをするか、政策誘導するかというのは、やっぱりこれは行政手腕です。介護保険も来年度から地域包括ケア、みんなで包括してケアをしましょうというシステムに変わります。ぜひともこれをしていただきたいと思います。協会けんぽでちっちゃな企業、五、六人しかいないちっちゃな企業の方は検診もなかなかままならないとこがございます。ぜひとも、こういうとこは地域で見守って、地域でそういう情報を入れて、その連絡を密にしていきたいと思います。

こういうことと言いましたけども、これは地域をいかにして情報収集するかとは可能だと思いますけども、健康福祉課長、これは可能ですわね。

○議長（足立 喜義君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 健康福祉課長です。今までも申しましたとおり、住民の皆様に御理解と御協力をしていただくことがまず優先だと思っております。まず個人情報がいかにこの取り組みに対してネックになるのかっていうところがありますので、理解をしていただいて検診

のデータを町が管理をしていって勧奨をしていくということ、今、議員がおっしゃったとおり地域の方に対してこの方は検診を受けておられる方、おられない方というのを把握していって、地域のネットワークをつくっていただいて、どんどん検診を受けて早期発見につなげていって、がんで亡くならないような取り組みをできたらなというふうに思っておりますので、よろしく願います。

○議長（足立 喜義君） 細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） ありがとうございます。

病院管理者、びっくりされなくていいですけど、このような今いろいろ答弁聞かれたと思いますが、いかがですか。安心されましたでしょうか。まだまだ不満でしょうか。

○議長（足立 喜義君） 病院事業管理者、田中耕司君。

○病院事業管理者（田中 耕司君） 病院事業管理者でございます。本当は行政、町の方も議会の方も新院長の考えにつきまして、いろいろ御協力いただいているというふうに思っております。病院も1人の院長がかわっただけで、院内も含めまして新しい風が吹いております。そういうものが、町の皆様方の健康に大いに役立つ。そうして、これを機にしていろんな施策がとられるということは、本当に私としましても本当にありがたいことだと。それで、私は特に何もできませんから病院長にはいろんな機会が出たらテレビにも出てください、顔を見せてください。そのことで西伯病院が本当に住民の皆さんのごく身近なものに感じられるようになります。そこからいろんな個人情報もろもろも、いろんな情報交換の場になって、いろんな連携が深まっていくというふうに考えております。

今回も議会、町長の答弁もそうでございますし、議会もいろんな対応をしていただきまして、本当に感謝申し上げます。ありがとうございます。

○議長（足立 喜義君） 細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） このようにいろんな答弁で、病院事業管理者も感謝されました。

さあ皆さん、我が町南部町、がん制圧宣言の町、南部町をみんなでつくろうではありませんか。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（足立 喜義君） 以上で、9番、細田元教君の質問を終わります。

これをもちまして、通告のありました一般質問は終わりました。

これにて質問を終結いたします。

ここで休憩をいたします。再開は午後1時ちょうどであります。

午前11時35分休憩

午後 1時00分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

日程第4 請願、陳情委員会付託

○議長（足立 喜義君） 日程第4、請願、陳情の委員会付託を行います。

8月24日に開催した議会運営委員会までに受理した請願、陳情は、お手元に配付の請願、陳情文書表のとおりであります。それぞれの常任委員会に審査を付託いたしますので、報告をいたします。

日程第5 議案に対する質疑

○議長（足立 喜義君） 日程第5、議案に対する質疑を行います。

9日に質疑保留のまま議事を継続したことにより、引き続いて質疑を行います。

議員各位に議長からお願いいたします。

質疑は会議規則第54条にあるとおり、疑問点のみについて簡明に質疑をしてください。あわせて所属委員会の所管事項は委員会で十分聞き取りができますので、所属委員会以外の質疑をお願いいたします。

質疑に当たっては、ページ、項目等を明示して行われるよう望みます。

議案第52号、平成22年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定について、質疑はありませんか。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） そうしますと、この事業報告書のページによって質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

1点目は41ページのいこい荘の管理事業で、賀野振興区事務所がいこい荘の一部を利用しており、その部分について管理運営を行うということになっておりますが、私22年から賀野振興区事務所はえぶろんに事務所を移されたのではないかと考えておまして、えぶろんとこちらと、どちらが事務所の本拠地なんだろうかとこの確認と、それから、いこい荘は施設全体を山陰管財だったのでしょうか、そちらに指定管理に出しております。その関係で、このいこい荘に賀野振興区の事務所としての企業負担を行うということの意味が理解できませんので、その点の説明をよろしくお願いいたします。

2つ目は58ページです。シルバー人材センターですけれども、前年度実績で200万円の減額となっております。これは理由は国の補助金が大幅に削減される中において、職員体制の見直しが迫られたというような説明になっておりますが……（発言する者あり）これ総務ですよ。それで、南部町内において高齢者の生きがい対策としても施策としてバックアップする重要な施策だと思えますし、町として200万円、どれだけ国からの減額があってこれを丸々町としては落としてしまったのかというあたりの説明をお聞きしたいと思いますし、それから、職員としてはどういう体制にしたのかということもお聞きいたします。

次は、73ページです。地域振興区の交付金ですけれども、東西町振興協議会は使い切れなかった補助金の留保した部分で5%を超えた部分については返還しておられるという報告になってますけれども、本来、町の補助金交付要綱ではすべて余ったものは返還するというのが大原則だと思います。それを地域振興区の交付金規則で特例を設けているような形にはなっているんですけども、本来それはおかしいのではないかと思います。その点の考え方を再度お聞きしたいことと、それから、未加入地区の経費、文書配布料、敬老会分というのを天津振興区で返還しておられますし、法勝寺でも文書配布の返還。そういう本来、町が責任を負っている部分について、振興区を通して、私から言わせれば無理やりそういう形をとって、それが使い切れなかったら返還するというようなやり方が、返還した後どう処理されたんですか、返還されたお金。その処分の仕方について説明をお願いいたします。

それから、97ページ。これですが、防災コーディネーター、今回の豪雨災害でも町長はいろいろ御活躍されたというふうに聞いているんですけども、実際どのように機能されたのかということを具体的にお聞きしたいのが1点と、それから……（発言する者あり）済みません。申しわけありません。そうしますと22年のどのような活動をされたのかということをお聞きいたしますし、それから、これはふるさと雇用で3年間の県の基金を活用して裏づけがある事業だったんですけども、ふるさと雇用はその後にも継続して雇用が見込まれるという事業が対象であったという、そういう事業のはずであります、町の防災計画にも地域振興区と防災コーディネーターというのがセットになって防災計画がつくられておりますよね。そういう形を今後も続けていけるのかということについてお尋ねします。

続きまして、98ページは、この防災コーディネーターの一番人件費の欄でそれぞれ数字が並んでおりますが、わずかず金額が違っておるんですが、その理由についてなぜかということをお尋ねします。

それから、113ページです。113ページは、賦課徴収事務であります。ここで強制執行と

というのが、22年で預金差し押さえが8件、所得税還付金差し押さえが15件、動産差し押さえ1件、合計で24件という強制執行がされております。そういう報告ですけれども、それに至った経過、手続について説明を求めたいと思います。

それから、117ページ。ここでは、正職員の産休代替のことの説明だと思っておりますけれども、産前、産後、最大期間を何週、育休は1年までとれると思っておりますけど、産休についての、あわせて、私、正職員については条例にはっきりしていると思うんですけども、臨時職員についてはどのような取り扱いになるのか、あわせてお尋ねしたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

それから、318ページ。えぶろんは、指定管理で富有の里振興協議会の指定管理になって実績が上がっているのかなと思って見たんですけども、なかなかどんと上がったようなことにもなっていて何か利用促進の上で障害とまでは言いませんけども、町が直接管理しておったものが振興協議会の管理になったことで、何か、何といいますか、特産品を加工グループとそれから振興協議会との利用の仕方の調整などの上で、多少うまくいってない面があるのかなのか、と、いいものは、ケチャップとか今まで多かった加工が減ったりしている状況を見ますと多少危惧をしますが、その点、指定管理になってからの利用状況についての説明を求めたいと思います。以上です。

○議長（足立 喜義君） 地域振興専門員、長尾健治君。

○地域振興専門員（長尾 健治君） 地域振興専門員でございます。まず、賀野の振興協議会でございますけれども、これは事務所の場所はいこい荘でございます。それから、指定管理受託者に協議会使用します電気料とか水道料金などをお支払いしております。

次に、交付金についてでございますが、5%超えた部分を返納ということで、5%についての考え方ということでございますが、これにつきましては交付金を有効に活用していただいておりますが、その中でやはり各協議会とも大変な節減の努力をしていただいております。そういうところについては、全く見ないで残ったら全部お返しくださいということではなくて、その部分もやはり評価をしていかななくてはいけないと、言いますところインセンティブという考え方がございます。

次に、未加入地区の敬老会文書配布料の費用についてでございますけれども、天津地区の未加入集落については一度町の方に協議会からお返しいただいております。一般会計に繰り入れておりますけれども、ただほぼ同額を1軒ずつの郵送をしておりますので、そちらの方に費やしております。敬老会については、これは天津地区の未加入集落については町の方にお返しいただいて、同じ額を集落の方に敬老会の費用としてお支払いしております。

それから、防災コーディネーターの、ふるさと雇用3年、これは総務課の方でお答えになりますか。

協議会の関係は以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 産業課長、景山毅君。

○産業課長（景山 毅君） 産業課長です。318ページのえぶろんの施設管理事業につきまして利用状況はどうかということでございますが、お手元の資料見ていただきますとわかりますように利用者の人数というのはかなりふえております。しかし、つくられる中身、それにつきましてはふえたもの、あるいは減ったものありますけども、ことし、22年度から初めて指定管理を受けられたということで、そこら辺の利用者の利用の仕方等に多少の調整不足があったかもしれませんが、大体にはそれぞれのグループがこれをつくりたいのでいついつ貸してくれというような形での申し込みをしておられます。金額的にはそう変わっておりませんが、どういいますか、1グループでも今まで5人でしておられたのが10人でされるようになったとか、そういうところでの増減があらうかというふうには思いますけども、町としてこういうふうにしなさいとかそういう指導は22年度の場合行っておりません。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。シルバー人材センターの件でございますが、この200万の減は町の方からの減でございます。国には別に直接に請求しておられますので、国と同額を町が出しているということでございます。ですから、国の方も200万減っている。町から出しているのも200万減っているということでございます。

職員体制のことをちょっとお聞きでございましたけども、詳しくは職員体制、今確認しておりませんでして、ちょっと私手元にありませんでして、ここに書いておりますのはこの金額が国の方のランクで決まっております。会員数とかそういうものでランクづけがありまして、そのランクについてはCランクとなってるんですけども、このCランクについては今この部分は1,320万の補助金が出ているということになります。これが、年々減ってきておまして、それに伴って町の方からの補助金も減ってるわけでございますが、今の話で高齢者の生きがい対策、そういう面から見て十分な係る費用っていうものをやっぱし見ていかなきゃいけないところもあるということでございます。シルバーの方も努力されてまして、この減った分について自助努力といいますが、職員の給与面でのちょっと切り下げとか、ボーナスなんかの切り下げとかそういうことで経費を削減しながら対応されてるということでございます。以上です。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 総務課長でございます。97ページの防災コーディネーター育成事業でございます。具体的にどんな活動だったかということですが、あそこに実績の部分で書いておる内容でございます。活動につきましては、それぞれの振興区共通項目8点持っておりまして、それに基づいた活動をしていただいております。内容的にはそこに書いてあるところでございますが、その8点を読み上げますと防火意識の向上に関する事、それから防災、これは地震、大雨、大雪等でございますが、防災意識の向上に関する事、新型インフルエンザの正しい知識の普及と対応策の啓発に関する事、また住宅用火災警報機の普及に関する事、集落の自主防災組織の結成及び育成に関する事、福祉活動、防犯、交通安全等に関する事、それから、その他町民の災害及び危機管理の向上に関する事、災害時の対応いう8項目を共通項目として取り組んでいただいて、その上に地域の特色ある活動をしていただいております。

今後も続けるかということでございます。今のところ3年間事業ということで聞いておられて、この部分については国の動向を見守る必要もあると思っておりますし、また活動の検証もやっていかなければならないというふうに考えております。

次の98ページでございますが、人件費のところでございますが、これはそれぞれの振興区の考え方でお支払いをしてありますので、ここでこういう理由だというのはお答えができません。

それから、117ページに移ります。産休・育休代替臨時職員雇用事業でございます。産前・産後が8週ずつだったと思います。その期間についても、臨時職員の雇用で対応をしているところでございます。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 税務課長、分倉善文君。

○税務課長（分倉 善文君） 税務課長でございます。113ページの強制執行の経過について御説明をいたします。税金の未納が発生した場合に督促状を出します。なおかつ納付がない場合、催告書を出しまして、まだ未納の場合、警告書を出します。これもお支払いがないということであれば、出頭通知書を出しましてお越しいただくことになっておりますが、未出頭と、おいでにならない場合、連絡もない場合、こういった場合には差し押さえ予告書を出します。最終ということになりまして、納税の意思がありませんし連絡もない場合、財産調査を行います。調査を行いまして差し押さえの執行をするということでございます。

それから、所得税の還付につきましては、申告に基づいて国税の還付が生じた場合にその金額について差し押さえを執行しておるところでございます。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 117ページにお答えしてない部分がございます。臨時職員に与え

ているかということでございますが、与えておりません。以上です。

○議長（足立 喜義君） ほかに質疑はありませんか。

植田均君。

○議員（4番 植田 均君） そうしますと、再度お願いします。

41ページのいこい荘の事務所の点については確認ですが、山陰管財に全部を指定管理をして出して、その中に事務所を借りている賀野の事務所についてはその分を町が賀野の振興区に渡して、それを事務所費として山陰管財に渡すという手続になっているということで確認してよろしいでしょうかということですね、それが1点です。

それから、シルバー人材センターのことはわかりました。

それから、73ページの未加入集落の文書配布料が天津集落についてはちょっと確認できましたけども、伐株集落の分については私が聞き及んでおりますところでは、文書配布料が町からボランティアのような形でやられているというふうに聞いておりますけども、そういうことなのでしょう。その確認をいたしたいと思います。

それから、天津振興区の敬老会の費用ですけども、なぜ、結局敬老会の費用は下阿賀地区に対して最終的に直接渡るわけですか。一たん、振興区を通してそれからまた返却をさせて、それでまた直接渡すというようなことをなぜされるのでしょうか。きちんと住民の公平に住民サービスすべき町としては、そういう未加入の意思をはっきりされているところに対してきちんと直接敬老会の費用を持って行って、敬老会をお願いしますということをやるべきではないでしょうか。先ほどの伐株集落の文書配布料のことと、それから下阿賀集落に対する敬老会の費用のことについて再度お聞きいたします。

それから、防災コーディネーターについては3年間の事業として後のことは国の動向を考えているという答弁ですけど、私、町がつくられた緑色の厚い防災計画書というのがありますね。あれにきちんと位置づけておられるんです、地域振興区とそれから防災コーディネーター。余りにもああいう計画をつくっておきながら……（発言する者あり）3年というような話は町の防災の計画としては非常に問題があるのではないのでしょうかということで、再度、今後の見通しとか考え方についてお聞きいたします。

それから、ちょっと待ってください。それから、113ページの税の行政執行についてですけども、税を徴収する立場からいえば、そういう手続を踏まなければならないのは当然のことなんですけれども、一方、納税者の側から見ますと色々な事情をよく徴収側は聞き取るようにという義務があるんです。鳥取で……（「質疑に入ってください、質疑」と呼ぶ者あり）子ども手

当を差し押さえたというのが今裁判になっておりますが……（発言する者あり）いやいや、ですから、納税者の事情をよく徴収側は聞き取るという義務を果たさなければならないのではないかとということをはっきりしておかなければいけないので、その点についての徴収業務の実態についてお尋ねをいたします。

それから、117ページのちょっと関連で臨時職員の産休のことについてなんですけども、今、総務課長はないというふうにおっしゃったんですけども、何といいますか、実際問題全く与えられなくて業務が回るのでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 何をお聞きになるんですか。はっきりと内容を言ってください。

○議員（4番 植田 均君） 答弁がそういうことなんで、よその例を聞くと違うような実態があったもんですからお聞きしたんです。南部町ではやらないということですね。わかりました。

じゃあ、今何点か再質問した点について答弁よろしく願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 地域振興専門員、長尾健治君。

○地域振興専門員（長尾 健治君） 地域振興専門員でございます。まず最初の質問、いこい荘の指定管理受託者に払うお金についてですが、お手元の事業報告書というものの41ページに、これに基づいて議員が御質問されておりますんで、この中段のところに表が書いてあります。予算執行内容と前年比較という表がございます。まず事業費でございますが、2,730円、これは町の方からお支払いしております。次に、12の役務費でございますが、これは電話代、これについてはN T Tから町に請求が参りますので町の方で支払っております。次に、使用料及び賃借料でございますが、これは事務所の使用料として指定管理の受託者に町の方からお支払いしてるということであります。

次に、文書配布料でございますが、法勝寺地区の未加入集落につきましては、当初、法勝寺の振興協議会が脱退された折にお金は受け取らないと、文書は配ってやるというありがたいお言葉があったので、そのように時間が経過してまいりました。ちなみに、本年度からこちらの区長さんは受け取りたいということがございましたんで、本年度からは受け取っていただくようになりました。

それから、下阿賀の敬老会の費用ですが、一度協議会にお支払いしてまた返していただいて下阿賀区に返すと、お支払いするというので、どうしてそういうやり方をするのだということですが、町の考え方としましては協議会に入っていただく時期がいつか来るというふうに考えております。実際に協議会に入りたいとおっしゃっておられる下阿賀の皆さんもたくさんおられます。でありますので、最初から下阿賀は除いたお金を協議会に交付するのではなくて、その入った下

阿賀区も入れたお金を交付しておるところでございます。

それから、もう一つ防災コーディネーターの任期のことお尋ねでございましたが、地域振興協議会という観点からこれについては私の方でお答えしたいと思います。平成21年にこの制度を南部町は創設しましたときに、以来、何度もこの質問を亀尾議員さんから受けております、任期のことは。町長も私もこのようにお答えしておるところでございます。御本人と協議会双方が希望されておれば継続して雇用をする方向で考えましようということをお答えしております。その理由は、やはり3年間地域振興協議会で業務に当たられた経験、それから地域に対する理解、そういうものをおかんがみてそういうふうに答弁させていただいております。以上であります。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 総務課長です。防災計画の位置づけということがございました。今現在ありますので、当然防災計画の中に位置づけをしてそれなりの役割を担っていただくということでございます。現状に合わない部分が出てまいります。それは防災計画の修正をかける、今までどおり合わなくなった部分については計画を変えるという手続を進みたいと思っております。

それから、臨時の部分ですけれども、臨時職員は6カ月が原則でございます。それを1回継続ができるということでございますので、そういったことでの産前・産後の休暇というようなことには合わないと思っております。

○議長（足立 喜義君） 税務課長、分倉善文君。

○税務課長（分倉 善文君） 税務課長でございます。いろいろな通知を差し上げておまして、その都度、税務課の方に連絡をしていただくようにしておりますが、連絡が全くないということで、税務課の方ではこのほかに連絡をとるすべがございませんで事情を聞き取ることができない状況でございます。以上です。

○議長（足立 喜義君） ほかに質疑ありませんか。

10番、石上良夫君。

○議員（10番 石上 良夫君） 総務課所管について3点ほど簡潔に問いますので、よろしく願います。

事業報告書の8ページ、行財政運営審議会、きょうも一般質問で行革のことがありましたけど、どうも昨年度、審議会が開催実績ゼロという、この理由、なぜ審議会開催しなかったのか。

次に、25ページ。庁舎管理。これも委員会で説明があると思っておりますけど、水道の使用料、3倍から4倍に増加したと。この原因。

それともう1点。421ページ。非常備消防費。この中で、自衛消防団。出初め式とか点検、

訓練等の補助のことが書いてありますけど、今の自衛消防はどここの地区も入団者が少ないということで大きな問題となっております。消防の崇高な使命はもちろんですが、地域のリーダー的な存在、活性化のことも重要な面でありまして、広報的な自衛消防の任務をもっと町民の皆さんに知らせるべきではないかと思いますが、そのようなこと今されているかいらないか、以上3点よろしくをお願いします。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） まず、8ページでございます。行財政運営審議会開催しておりません。今現在はメンバーの方、就任いただいておりますが、この件につきましては21年度に答申をいただきました。その中で、職員力を強くしようということで、その取り組みをしたものでございまして、行財政運営審議会の方でもんでいただくような案件はございませんでしたので開催しておりません。

それから、25ページの水道の、原因調査いたしました。なかなかこれだという決め手になるような原因はございませんでした。そういったこともありまして、日々の点検を行っているところでございます。

また421ページ、消防団のPRでございますが、特別に消防団活動のPRをしたということはありませんが、活動の中で防火パレードであったり、定期の防火パレードであったり、そういう活動をされておりますので消防団活動については皆さん御理解をいただいているものと思っております。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） ほかに。

3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 事業報告書の223ページ、保育園費でございます。この中で、今年度目標ということで各保育園にエアコンの設置並びに各園の改修事業等が計画されておりましたが、実績としては全事業とも平成23年度に繰り越しとなったという理由。それと、さくら保育園のゼロ歳児室建設はされております。なぜ、実績で全事業とも平成23年度に繰り越しになったと。実績になっておるのにそこだけは事業がされて、他の事業は繰り越しになったのかと、理由をお聞きしたいと思います。

それと、224ページの町内4保育園の絵本書棚等を購入するでございますが、これも計画の約半額でございます。これの半額になった理由をお聞きしたいと思います。

続いて、247ページは教育委員会所管の児童厚生員報酬でございますが、この方は採用はどのような採用をされているかということをお聞きしたいと思います。

それと、536ページ、図書館費でございます。これも会見図書館の方に非常に庁舎の一部に町長も言っておられました自慢のできる図書館ができたということですけども、中身を見ますと当初、たしか1,400万だと思います。経費が組んであったと思いますが、これがゼロに、全額を繰り越しになった理由をお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。まず、223ページの事業の関係でございますが、これはすべて23年度に繰り越しとなっております。これは1月の31日の議会で議決いただいたものでございまして、着手に当たっていろいろな準備がかかりますので年度内に着工ができなかったということでございます。

それから、零歳児室は着工してるかということでございましたが、零歳児室の方は設計の方には着手いたしました、工事については23年度の繰り越したものでやっております。設計については、その点完成しておりませんので支払いは生じてなくて、22年度中は執行はなかったということでございます。ちなみに、現在の中で零歳児室は先ほど言われましたように今着手して大体完成に向かって進んでおります。それから、エアコン設置についてはすべて終了いたしました。トイレの洋式化、それから保育園の床修繕、これについても完成しております。あとガラス飛散防止と駐車場舗装とフェンス工事、このあたりは残っておりまして早期の着手で今準備しておるところでございます。

それから、224ページの計画と実績の関係で約半額になっているということでございますけども、これも同じように1月の31日の議会で議決いただいたものでございまして、着手の関係はやっておりますが物品が地震の関係で入らなかつたりした関係がございますので、その分で繰り越させてもらってるということでございます。あくまで計画どおりの執行を考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 教育次長、中前三紀夫君。

○教育次長（中前三紀夫君） 教育次長でございます。まず、247ページの児童館の児童厚生員の採用方法はということでございますが、嘱託職員として採用をしてございます。

次に、536ページ、図書館図書等整備事業。これは全額23年度に繰り越しをしてございます。これも先ほど町民課長からお話がありましたように、1月の31日に補正予算でお認めをいただきました。新しい図書館等の、法勝寺図書館も含めてなんです、図書の備品、図書の購入費等の資金でございます。これは、光を注ぐ交付金の財源でもって事業執行するような計画にしております。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） ほかに質疑ありませんか。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 決算について何点かお聞きしますので、よろしくお願いいたします。

まず、このA3判の横長の分で2ページの部分でちょっとお聞きするんですが、お願いします。2ページで大きなくくりで依存財源というところの表がありますね。それで前年度対比と比べると増額になってます。それで、私はこの増額の理由なんですけども、地方交付税というのは私の知識の中では、いわゆる基準財政需要額で算定して出るもんだと思うんです。いつも町長答弁の中では、地方交付税は先細りになるというようなことをかいつまんで言えば、そういう答弁なんですけども、このふえた理由というのは基準財政需要額は基準のもとなら、大きな建物もないし人口の増加もなかったし、この理由は何でしょうかということ、このことをお聞きしますのでよろしくお願いいたします。

それから、7ページ、お聞きください。7ページの一般会計歳出の状況で性質別、この一番上に人件費となっております。その中で、職員給与がかなり減ってますね、4,091万2,000円ですか。これは多分職員の退職に伴うのが大きなウエートを占めてると思うんですが、退職者の中で中途退職、それから定年退職者、これがもし片一方しかなかったら別ですけど、それぞれ分かれてましたら何名だったかということ。このことについて、まずお聞きしますので、よろしくお願いいたします。

それから、今度は資料として事業報告書に基づいてお聞きしますので、よろしくお願いいたします。資料があっち飛びこっち飛びして申しわけないですが、お願いします。

まず、16ページの文書送達業務ということの中で聞くんですけども、この中で郵送あるいはメール便、ゆうメールですか。この中でゆうメールの場合は500通以上、年間で72円、単価。メール便は75円。これは数には影響ないと思うんですが、あるんですね。これはわかるんですが、1つここでお聞きするのは、先ほど植田議員も聞いたんですが、阿賀地区についてはメール便ですか、郵送でやっておられますね。それで手配りした場合に、それは金額としては手配りの方が高いのか安いのか。またもし安かった高かったら、その差額が幾らなのかということをお聞きしますので、よろしくお願いいたします。先ほど専門員からはほぼ同額だったということなんですけども、ほぼ同額ではちょっとわかりませんので、どうだったのかということをお聞きします。

それから、73ページの地域振興協議会の中の職員の数は同じでしょうか。それぞれの協議会で仕事されている方、もちろん防災コーディネーターもつけておられると思うんですが、それも

含めて会長、副会長以下何人ずつおられるのか、これをお聞きしますのでよろしくお願いいたします。

それから、3つ目なんですけど93ページなんです。93ページに、図書館ができたということなんですけど、その中で行政課が今まで1階部分だったのが2階に上がったわけです。その中に対して、住民の方が台帳といいますか、それが影響があったのかどうなのかっていうことを、もしカウントされてればお聞きしますので、よろしくお願いいたします。

同じく、地域振興区内に関係するんですけども、先ほど防災コーディネーターは本人の希望、また振興協議会側の希望でそれに基づいて対処したいということなんですけど、これは国からの交付金が3年間で、植田議員も言ったんですけど、打ち切りになるはずなんです。そうして本人さんの希望、そして事務所の希望で引き続き置きたいということになれば、自主財源だと思います。これが自主財源でやるのかということと、それから、いわゆる身分といいますか、待遇ですね。これが、非常勤の職員の場合は年間180万円以下です。今見ますと、1人当たりの金額多いんですよ。これを別に手当を減らせとかなんとか言わんですけども、このギャップをどうされるのかということ、この点をお聞きします。

それから、113ページ、先ほども徴収事務について質疑があったんですけど、これを見ますとこれをやったことにおいて滞納の改良があったですか。それと納税意識が改良されたというぐあいに書いてあるんですけど、ちなみにお聞きします。新年度になってから、滞納者の方が例えばですが、財産を差し押さえた人がどういう状況になったのか。これ新年度だから、そげなこと答えないとわれればそれまでだが、どういう動向なのかわかれば教えていただきたい。以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 総務課長でございます。7ページの人件費の関係で、退職の関係で定年が何名だったかということでございますが、今ちょっと資料持ち合わせておりませんが定年退職は3名だったと思っております。それで全退職者が12だったと思っておりますけど、ちょっと資料がないものではっきりした数字が申し上げられませんが、定年退職は3名、12、11か（「11」と呼ぶ者あり）11の退職者のうち3名が定年退職だということでよろしくお願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 地域振興専門員、長尾健治君。

○地域振興専門員（長尾 健治君） 地域振興専門員です。まず、文書配布についての御質問にお答えします。現在、メール便で各戸送付をいたしておりますが、この費用が15万7,680円でございます。同数を区長文書の配布手数料で計算いたしますと、15万1,200円であります。

次に、職員数でございますけども、振興協議会は基本としまして非常勤特別職の会長さん、副会長さんのほかに協議会で雇用した事務局員と防災コーディネーターというのが基本の構成でございます。

次に、防災コーディネーターの4年後についての財源でございますけども、これについて一般財源かということですが、現在、担当課としましては国、県の制度でこれに当たるものを相談しております。ただ県の制度、国の制度につきましてもいまだちょっと来年度のことが固まっていない時点ですので、照会中ということでございます。

それから、同じくコーディネーターの賃金、年間が180万ちょっと切れる金額なんですけども、お手元の資料の一覧に書いてありますが、社会保険料とか通勤手当を含んだものでございませぬけど、これにつきましてもふるさと雇用の交付税で措置されるものでございませぬので、議員がギャップとおっしゃいましたのは、多分その相違だと思っておりますけども、これも制度的に措置されておるといふことでございます。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 財政専門員、板持照明君。

○財政専門員（板持 照明君） 財政専門員でございます。2ページの地方交付税の方がふえた理由をということでもありますけども、ちょっと今ここに資料の方持ち合わせておりませぬけども、その町の人口であったり、事業規模であったり、面積であったり、いろいろな数値を計算をして交付税の方出されております。それから、特別交付税というものもありまして、それもルール分とその町の特別の事情分ということで交付税の方が来ております。ここだつていう、この部分で今回この増額部分をお示しをできるっていうことは、ちょっとこの場ではお答えできません。以上です。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 総務課長でございます。先ほど植田議員さんの質問の中で、私は臨時職員には産前・産後の休暇を与えてないというような御答弁をさせていただきましたが、町の非常勤職員及び臨時的任用職員の勤務条件等に関する規則というもので特別休暇与えておりました。これは労基法65から68条に基づくものでございまして、産前・産後、産前が6週、産後が8週というものを与えております。過去に1件与えた実績はございます。以上でございます。訂正しておわびを申し上げます。

○議長（足立 喜義君） 税務課長、分倉善文君。

○税務課長（分倉 善文君） 税務課長でございます。113ページの強制執行の関係でございますが、差し押さえ処分者が23年度にどのように納税につながったのかという御質問でございませぬ。

すが、差し押さえをしますと大概、連絡をとってこられまして、連絡をとられて来られた方につきましては、分納誓約等を交わしていただいております。件数については、ちょっと何件かは今資料がありませんのでお答えできませんが、納税につながっているということでございます。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 答弁をいただきましたので、先ほど交付税についてはいろいろな資料に基づいてやられるんで、ここで答えがなかなか難しいとは感じておりました。できますれば、委員会の方でこういう事情だということをもっと説明していただきたいと思っております。それで、また委員長の方から全協の中でお聞きしますので、よろしくお願いします。

それと、答弁いただいた中で再度お聞きするんですけども、先ほど文書の配布、これがメールとそれから手配りでは違いが何ぼですか、6,000円ほどになりますね。これ、私は配る意思は持っておられるわけなんです、下阿賀の場合は。だから、事あるごとに財政の改善だとか、行財政の改革だということをおっしゃるのであれば、これは直接お願いすべきではないでしょうか。ちなみに、下阿賀の区長さんからこういう文書をいただいたんです。ちょっと2行ほどですから言います。行政文書の配布は、これは地域振興協議会の方から答弁です、課長から。行政文書の配布は振興協議会発足時に、振興協議会の必須の業務として町から振興協議会に委託し、振興協議会が事業主体として行っていただいております言うんですけども、こんなことは今まで私も聞いたこともないし、こんな議会でそこで承認も受けた。何で、こんな行政文書というのは行政が責任持ってやるべきことでしょうか。こんなことをぜひやめていただきたい。

それと、伐株地区は配ってやるからといってやられたというんですけども、文書は行政文書これは責任持って行政が届けにゃいけんもんです。それで、ことしから、ちなみにいただきたいということだったんですけども、過年度分もそれは行政が責任持つ文書ですから今からでも渡すべきだと思うんですが、そのことについてどう考えておられるのかということ。

それから、笑うことだないよ、公金でしょうが。その姿勢がおかしいよ。配ってるんだから、無料で今までは。区長さんが配ってるんだから。何を言ってるんか。

それから、1つ追加なんですけども、CATVの加入率に加えて未加入のありますね。1つ私疑問に思うんですけども、アナログ放送から地デジに変わりました。それで未加入の方が、いわゆるほかの放送は別として町のSANチャンネルが引くことが、ほかのテレビを持っておられてやられるのかどうなのか、そういう声が、不便を感じてるということが行政側に届いてるんなら、お聞かせして、その方についてどういうアドバイスされたのかということも追加でお聞きします。

それから、地域振興協議会の職員の体制が会長、副会長、そして防災コーディネーターともう1人事務ですか。それぞれ、じゃあ全部4人体制でいってるんですか。私がおのぞいたところは4人より多くおられることがあるんだが、そちらでつかんでおられる数をここで聞くんで、それをつかんでる数を言ってください。以上です。

○議長（足立 喜義君） 地域振興専門員、長尾健治君。

○地域振興専門員（長尾 健治君） 地域振興専門員でございます。区長文書の配布については、振興協議会発足時から協議会の必須の業務としてお願いしておりますということは、議会で町長、副町長、当時の担当課長が、私も申し上げた記憶がございますけども、何度もお話ししておるところでございます。

それから、下阿賀につきましては途中でもう配布しないとされたこともございまして、配る意思があるというふうにおっしゃいましたけども、もう配布しないということをおっしゃったので、やむを得ずメール便で今各戸送付をしておるところでございます。

それから、伐株につきましては、これも先ほど申し上げましたとおり協議会から脱退するとおっしゃったときに金は受け取らないということもございました。その状況がずっと続いてきたわけでございますけども、ことしから受け取るというふうにおっしゃっていただいております。

次に、防災コーディネーター、あ、失礼しました。振興協議会の職員でございますけども、基本は先ほど私が説明しましたとおりでございます。議員もおっしゃったとおりでございますが、中であいみ富有の里地域振興協議会につきましては、事務局員さんが1人役という言い方がいいと思っておりますけど、1週間で1人役ですが、お二人の方が2日と3日ずつお勤めになっていただいております。これはそれぞれの方の御事情によりますけども、そういう変則で、ですから延べの人数だと1名多いんですけども、週に5日間、どちらかが出てらっしゃるという状況でございます。

それから、南さいはく振興協議会におきましては先ほど私が申し上げたとおり、会長さん、副会長さん、そして防災コーディネーター、事務局員という構成ですが、ここはエリアも広うございますし、谷が2つあるというような状況もあります。これについては、町長が何度も御説明申し上げたところがございますけども、現在この南さいはくのみは町の支援職員を置いております。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 企画政策課長、谷口秀人君。

○企画政策課長（谷口 秀人君） テレビのデジタル移行にかかわりまして不都合なことはなかつ

たかということでございます。このデジタル移行に際しては、デジサポセンターと連携をとりまして、デジサポセンターは中海テレビ加入者への戸別訪問や電話の照会を担当してもらっております。町といたしましても、中海テレビの未加入者の皆さんには直接文書を差し上げてその周知を図ってきたところでございます。移行する前にはいろいろ照会があったようでございますが、移行後の不都合につきましては、1件、中海テレビに入りたいがというようなことの御連絡を町の方は受け取っております、直ちに手続の御案内を差し上げたというところでございます。以上です。

○議長（足立 喜義君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 次、議案第53号、平成22年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 議案第54号、平成22年度南部町老人保健特別会計歳入歳出の決算の認定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 議案第55号、平成22年度南部町住宅資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 議案第56号、平成22年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 議案第57号、平成22年度南部町建設残土処分事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 議案第58号、平成22年度南部町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はありませんか。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） これ、いわゆる浄化槽については奥部の方なんでなかなか若い人、以前私がこの委員会に所属しているときもなかなか加入率が上がりませんで苦労したとこなんです。事情を担当の方から聞きますと、高齢者ばかりの世帯になって、若いもんはもちろん息子や

孫はいるけども、それが同居してなくて都会の方にいると。いつ帰ってくるかわからないので、なかなか大変なんですよということだったんですね。恐らくそういう事情がやっぱり続いていると思うんですけども、いわゆる接続率がこれだけ低いわけです。ずうっと50%割って、22年度が50%を超えたというところなんです。目標の接続を掲げておられること自体が、私は下げろというわけではないですけど、実際、大変な状況だと思うんですけども、そこら辺でどうなんでしょうかなと思うんですけど、この決算について。もともと、予算が高かったのかどうなのかという分は、私は高かったんじゃないかと思うんですけども、その点について行政側でどういうぐあいに評価されてるのか、その1点だけお聞きします。

○議長（足立 喜義君） 上下水道課長、真壁紹範君。

○上下水道課長（真壁 紹範君） 上下水道課長です。議員御質問の件でございますけども、浄化槽の整備特別会計の決算の報告書の613ページを開いていただきますと、現状の接続率等の記載がございますけれども、平成22年度で接続戸数519件で54.5%となっております。確かに、浄化槽の整備自体は年々件数が下がってきておりますけれども、昨年度は戸構住宅の浄化槽が供用開始等がされまして、また平成23年度からは菅田団地等も開始になっておりまして、全体の接続戸数等はふえてきております。なかなかいろんな事業がありまして、どんどん負担もありますので宅内改装もあるわけですからすぐというわけになりませんけれども、現在、町としては平成26年度まで補助の対象になるということで事業実施をして啓発を進めて接続をふやそうということで努力しておるところでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（足立 喜義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 議案第59号、平成22年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 議案第60号、平成22年度南部町介護サービス事業特別会計歳入歳出の決算の認定について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 議案第61号、平成22年度南部町墓苑事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 議案第62号、平成22年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑ありませんか。

算の認定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 議案第63号、平成22年度南部町水道事業会計歳入歳出の決算の認定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 議案第64号、平成22年度南部町病院事業会計歳入歳出決算の認定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 議案第65号、平成22年度南部町在宅生活支援事業会計歳入歳出決算の認定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 議案第66号、南部町から暴力団排除のために必要な関係条例の整備に関する条例の制定について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 議案第67号、南部町上水道給水条例の一部改正について、質疑はありませんか。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） これ亀尾議員と赤井議員が一般質問された今回の水道料金改定の議案なんですけれども、公営企業法をさらっとしか読んでないので十分理解しているとは言えないんですけれども、第3章、財務というところを見ますと、経費の負担の原則できちんと独立採算でやるんだということはおたわれておりますけれども、その次のあたりで18条、出資というような、大きな設備を投資するような場合に、ほかの会計から出資をしてもいいということとか、長期貸し付けもできるというような条項も載っております。いろんな手段で住民負担の軽減に努める方法はなくはないということが言えると思うんですよ。それで1つ、直近のいい例が病院事業会計に資本注入しました。ですから、こういうことはできないことではないということを確認したいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 上下水道課長、真壁紹範君。

○上下水道課長（真壁 紹範君） 上下水道課長です。直接、上水道給水条例の一部改正にかかわる質疑ではないとは思いますが、会計の運営上の問題で、先ほど町長の方から答弁をさせていただいたと思っておりますけれども、平成22年度におきましても繰り出し基準外で繰り出しをし

ていただいておりますということでございまして、これは公営企業法17条の第2項というのがありまして、原則はいわゆる収入によって経費を賄うというのが原則であるという記載がありますけれども、緊急の場合そういう繰り出しができるという可能性はあるという見解だったと思います。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 議案第68号、辺地に係る公共施設の総合整備計画の変更について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） ここで休憩をいたします。（発言する者あり）再開は2時35分です。

午後2時19分休憩

午後2時35分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

休憩前に引き続いて、議案に対する質疑を行います。

議案第69号、平成23年度南部町一般会計補正予算（第4号）、質疑ありませんか。

6番、杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） 6番、杉谷です。1点だけお尋ねしたいと思います。コミュニティー助成事業というところで、事業説明書の方でいいますと17ページです。担当課は企画政策課になっておりますが、このところの内容的には法勝寺地区振興協議会、あいみ富有の里地区振興協議会にそれぞれ除雪機5台ずつ計10台の購入予定というものでございますけれども、効果のところをみますと、本件助成金対象外の地域においては建設課において除雪機を整備する方針とありますが、今後、各振興区におきましての除雪機の実態と、それと今後、建設課ではどのような対応を考えていらっしゃいますでしょうか。具体的にはまだないかもしれませんが、方向だけでも教えていただきたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 建設課長、頼田泰史君。

○建設課長（頼田 泰史君） 建設課長でございます。除雪機の購入につきましては、今年度と来年度、再来年度という形で建設課の方では今年度は各振興区1台ずつ。それから、学校関係、小学校3校、中学校2校でございます。合計12台を既に、もう予算化していただいております、8月に発注しております。それで、その後今回の10台が当たったということになりましたので、

台数的には調整していきたいなというふうに考えております。最終的な話としましては、あと24年、25年をかけて、各振興区にあと2台ずつですね。ですから、振興区は3台ずつという計画で建設課の方は考えておりました。ところが、こういうことで5台ずつ賀野振興区と、それから法勝寺の方に来ましたので、台数の方はまた振興区の会長さんあたりと相談させていただいて調整をさせていただきたいなというふうに考えております。

ただし、問題なのは今予算が計上されてるような形ですので、当然これから発注なわけですけれども、私どもが8月に購入しました段階でも12月の最初のところにはなかなか間に合わせれないと。中盤ぐらいまで待ってくださいねという話でしたので、今から頼まれるということになりますと、その5台が除雪の必要な時期に果たして間に合うかなというのがちょっと懸念されますので、できますれば当初の計画のように1台ずつはとにかく配置をさせていただいて、その後、調整を図るという方が現実的じゃないかなというふうに考えております。以上です。

○議長（足立 喜義君） ほかに。

3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 9月補正予算書事業説明資料でお願いいたします。

まず、5ページの教育委員会天萬庁舎の維持管理でございますが、これの施設管理委託料ですが、当初見込みより余計になったので補正を組みたいということですが、こういう委託料等については当初見積もりを出してきちんとして委託に出すんじゃないかというぐあいには思いますが、なぜそういうことされるのかされないのかということと、このふえた理由をお聞きしたいと思えます。

それと30ページ、福祉事務所のこれのちょっと私なかなか回りくどいような状況がたくさん書いてありまして、よくよく読んでいかないと状況のところではわからないので、ちょっとどうなるのか、実際的に。振興協議会がいこい荘使ったのが事務室に行って、今度はそれ事務室の伯耆の国が機能回復室に行って等々等々書いてありまして、ちょっと具体的に説明をお願いしたいのと、それと指定期間のところで期間は平成21年の4月1日より平成23年3月31日3年間となっておりますが、これはどうだったのかなということがありますので、ちょっとお願いしたいと思えます。

それと31ページ、ここにも指定管理の期間が、これでいくと2年じゃないかないうぐあいにどちらも思うんですが、どちらが正しいのかお願いしたいと思えます。

それから、42ページ、ひまわり保育園のボイラーの交換のことが書いてございますが、ボイラーの法定耐用年数を13年過ぎということは、13年も過ぎるとということなのか、13年だ

ったのが過ぎたという解釈なのか、その辺のことで、それとほかにもこういうところのいろんな施設の、よくよくは出てきて大事なことで、これボイラーが故障しとって、ぬるい湯が出るときにはいいんですが、万が一熱い湯でも出て、故障しとって園児等がやけど等すると非常な事態ですので、点検等その辺はどうなされとるのかお聞きしたいと思います。

次、44ページ。さくら保育園の備品の整備事業ですが、下の方に今年度目標で11月後半にゼロ歳児棟が完成。平成24年1月から児童受け入れを目指すということで、先ほどもちょっとお聞きしたんですが、これは完成予定でゼロ歳児待機児童の解消ということで、23年8月時点で4名の入所希望があるというのは、さくら保育園なのか全体の待機児童なのかということと、それとこれに対しての職員体制はどこが雇ってどのようにされるのかお聞きしたいというぐあいに思います。

それと、あと80ページです。これは新規事業で学校支援ボランティア推進事業ということで、ボランティアとかコーディネーターとか事業内容で、町内の小・中学校にボランティア、コーディネーターを配置するというのですが、この人員体制と具体的な活動内容についてお聞きしたいと思います。

それと86ページ、これは町民体育館の管理事業の水道料のことが記載してございます。水道料が、水道管で漏水があったということで4月、6月、8月、10月、12月、2月の請求となっておりますが、4月、6月についてはもう、これもかなり約3倍から4倍の支払いで漏水があったということで検査をされて、なかなか検査場所がわからなくてということですが、8月の請求について3万円はわかるのですが、10月請求、12月請求の3万円は前年実績から見まして、前年の10月請求は5,386円、それから12月請求は1万234円の請求で、今回3万円、3万円の、2月請求はまだ大体ほとんど見込みが同額ですのでいいんですが、なぜこのように3万円、3万円も増額を見込まなきゃならないのかお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。42ページ、ひまわり保育園のボイラーの関係でございます。このボイラーは、13年を多く過ぎてるということです。設置以後20何年、8年ぐらいだったと思いますが、そのぐらいたっておりますので、13年間多く過ぎてるといってございまして。業務用のかなりしっかりしたボイラーでしたので、故障も今までなかったんですが、今回は6月に実は補正を出ささせていただいております。修理費で出ささせていただいたんですが、その後、常任委員会の方でもお話がありまして、これだけたってるものを

修理をしてももしまた壊れてしまっただけではいけないと。もうこれはかえるべきではないかということで、再度出させていただくものでございます。ちなみに、これは園児が関係するところに湯は出ておりませんで、給食の関係、それから床暖房に使ってるボイラーでございますので、園児の方に直接触れるようなことはございません。

それから、44ページの零歳児室でございますが、ゼロ歳児について24年1月からの予定を目指すということでございます。この不足、4名というのは町全体の話でございます。現在、ひまわり保育園、それからつくし保育園で受け入れをしておりますが、それに入れられない方が既に4名待機の状態になってるということでございます。零歳児につきましては、まず入れるところから入っていただきますので、ほかのものも同じなんですけども、現在の受け入れ状況では零歳児の保育が4名不足しているという状況でございます。

あと職員体制でございますけども、これはさくら保育園の方が現在、来年は指定管理ということで、伯耆の国動く予定でございますので、伯耆の国の方で職員の手当てをしていただくということで考えております。現在の職員の中で、ちょっと異動をかけたとか、パートの職員出してもらってる方をちょっと時間をふやしてもらったりということで対応できるだないかと今考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 教育次長、中前三紀夫君。

○教育次長（中前三紀夫君） 教育次長でございます。まず、5ページの天萬庁舎管理事業で、清掃委託料の増額をお願いをしているものでございますが、ここにも記載のとおり床ワックス、窓清掃等の業務委託料が不足をしておったということでございます。これにつきましては、御承知のとおり天萬庁舎の方は改修をしてございます。当初、予算要求時におきましては、ある程度清掃面積等を見込みながら予算化をしておったわけでございますが、契約に至った段階におきましては、いわゆる床面積、ガラス面積等が確定をしてございますので、その増減等に伴います増額ということでお願いをしたいというふうに思います。

それと、80ページの学校支援ボランティア推進事業、これ新規事業でございます。この事業につきましては、6月の県議会だったと思いますが、県の方で地域で育む学校支援ボランティア事業というのが創設をされました。この事業につきましては、3本ほど柱があるんですけども、当町につきましてはコーディネート、ここに記載してございますコーディネーター活動費、それとボランティア導入環境整備費、この2本の事業を実施をすることとしてございます。

まず、コーディネーター活動費につきましては、これはコーディネーターの配置をどのようにするかということでございますが、まず、会見小学校と南部中学校、失礼しました。そうですね、

会見小学校と南部中学校にまず1人兼務で配置をいたします。それと、あとは法勝寺中学校、それと会見第二小学校、3名の配置を予定をしております。

それと、ボランティア導入環境整備費ということですが、これにつきましては二小のエアコン等の設置を考えております。

それと、86ページの町民体育館の下水道使用料の関係でございますが、この旨につきましては10月以降3万円の予算を考えておるところでございますが、先ほど雑賀議員の方からもお話をいたしました。2月請求分が一番ようけ費用がかかっているということございまして、その最大の部分を見込みながら予算を要求をしております。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 福祉事務所長、頼田光正君。

○福祉事務所長（頼田 光正君） 福祉事務所長でございます。30、31ページについて御説明をさせていただきます。いこい荘及びしあわせの指定管理の期間でございますけれども、24年の3月31日までの3年間で正しいですので訂正をお願いいたします。

30ページにつきまして、修繕工事の件でございますけれども、賀野地域振興協議会の事務所が手狭になった関係でいこい荘の事務所の方に振興協議会の事務所を移されるということになりまして、伯耆の国の事務所が現在、デイサービスをしておる建物の方に動いていただくことになりまして、その関係で動いていただく部分で行っていた訓練で使っていた部屋に動かれますので、そこの訓練を使ってしまうための部屋が足りなくなりまして、スペース的に、作業室で作業をしていた、訓練をしていたためにちょっと作業室を改修してちょっと広くしないといけなくなった関係で今回、改修工事を出させていただいております。あわせて、ボイラーの交換、修理ということで出させていただいております。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） ほかに質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（足立 喜義君） 次、議案第70号、平成23年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 議案第71号、平成23年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 議案第72号、平成23年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 議案第73号、平成23年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

日程第6 上程議案委員会付託

○議長（足立 喜義君） 日程第6、上程議案委員会付託を行います。

お諮りいたします。上程議案につきましては、会議規則第39条の規定により、お手元に配付しております議案付託表のとおり連合審査を含め、それぞれ所管の常任委員会へ付託したいと思います。これに御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） ありません。異議なしと認めます。よって、以上、議案につきましては、それぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。

○議長（足立 喜義君） 以上をもちまして本日の日程の全部を終了いたしました。

これをもって本日の会を閉じたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議は、これをもって散会いたします。

明日、14日からは各常任委員会を持っていただき、付議案件についての審議をお願いいたします。どうも御苦労さんでございました。

午後2時54分散会
